第三章　評議会・協議会・教授会・諸委員会

一　評議会

一　帝国大学令一部改正〔評議会設置〕　〔一〕

勅令第八二号
一八九三(明治二六)年八月一〇日(官報八月一一日)

第六―八条　〔本文は五頁参照〕

二　評議員選挙手続　〔一六〕

達示第一一号
一八九九(明治三二)年一〇月三日

京都帝国大学評議員選挙手続

第一条　評議員選挙ハ各分科大学ニ於テ執行シ当該学長之ヲ管理ス

第二条　投票ハ無記名トス

第三条　事故アリテ選挙場ニ出席スルコト能ハサル者ハ其届書ト共ニ投票ヲ緘封シテ管理者ニ送付スルコトヲ得

但開票後ニ到達シタル投票ハ無効トス

第四条　投票ノ最多数ヲ得タル者ハ之ヲ当選人トス

投票同数ナル時ハ年長者ヲ以テ当選人トシ同年月ナルトキハ任命ノ順序ニ依リ之ヲ定ム

第五条　当選人ハ兼任教授ノ外之ヲ辞スルコトヲ得ス

第六条　当選人確定シタルトキハ学長之ヲ総長ニ報告スルモノトス

三　評議会規程　〔一六〕

一八九九(明治三二)年一二月二八日

京都帝国大学評議会規程

第一条　京都帝国大学評議会ハ総長ニ於テ必要ト認ムルトキ又ハ評議員二名以上ノ要求アルトキ之ヲ開クモノトス

第二条　議案ハ総長ヨリ之ヲ評議会ニ付スルモノトス

第三条　評議会ハ評議員半数以上出席スルニアラサレハ開会スルコトヲ得ス

第四条　総長ハ必要ニ応シ評議員ニアラサル者ヲシテ其意見ヲ評議会ニ於テ陳述セシムルコトアルベシ

第五条　議事ノ顚末ハ書記官之ヲ記録シ総長ハ其要項ヲ文部大臣ニ報告スベシ

〔注〕一九五三・九・二九達示第三一号で全部改正。

四　教育公務員特例法〔評議会を規定〕〔一〕

法律第一号
一九四九(昭和二四)年一月一二日

第二十五条　〔本文は二八二頁参照〕

五　国立大学の評議会に関する暫定措置を定める規則〔二〕

文部省令第一一号
一九五三(昭和二八)年四月二二日

国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)第十二条の規定に基き、国立大学の評議会に関する暫定措置を定める規則を次のように定める。

昭和二十八年四月二十二日

文部大臣　岡野　清豪

国立大学の評議会に関する暫定措置を定める規則

(設置)

第一条　数個の学部を置く国立大学に評議会を置く。

2　一個の学部のみを置く国立大学においても、当該大学の事情により、評議会を置くことができる。

(組織)

第二条　前条第一項の評議会は、左の各号に掲げる評議員をもつて組織する。

一　学長

二　各学部長

三　各学部の教授二人

四　各附置研究所の長

2　当該大学の事情により、評議会の議を経て前項第三号の評議員の数を五人までに増加し、同項第四号の評議員の数を制限し、又は附置研究所の教授、附属図書館長、附属病院長、短期大学を併設する大学にあつては短期大学の教授その他重要な職にある職員を評議員とすることができる。

(任命)

第三条　評議員は、学長の申出に基いて文部大臣が任命す

る。

（補欠の評議員等）

第四条　教授であることによつて評議員となつた者が教授の地位を失つた場合及び特定の職にあることによつて評議員となつた者がその職を失つた場合には、当然評議員の職を退き、当該評議員に欠員を生じた場合には、文部大臣は、前条の方法により補欠の評議員を任命する。

（任期等）

第五条　教授であることによつて評議員となつた者の任期は、二年とする。但し、前条に規定する補欠の評議員の任期は、前任者の任期の残余の期間とする。

2　前項の評議員は、再任されることができる。

3　第一項の評議員は、任期が満了した場合においても、新たに評議員が任命されるまでは、同項の規定にかかわらず、引き続きその職務を行う。

4　評議員は、非常勤とする。

（権限）

第六条　評議会は、学長の諮問に応じて左の各号に掲げる事項を審議する。

一　学則その他重要な規則の制定改廃に関する事項

二　予算概算の方針に関する事項

三　学部、学科その他重要な施設の設置廃止に関する事項

四　人事の基準に関する事項

五　学生定員に関する事項

六　学生の厚生補導及びその身分に関する重要事項

七　学部その他の機関の連絡調整に関する事項

八　その他大学の運営に関する重要事項

2　評議会は、前項に掲げる事項の外、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を取り扱う。

（会議の招集及び議長）

第七条　学長は、評議会の会議を招集し、その議長となる。

（運営の細目）

第八条　この省令に規定するものの外、評議会の組織及び運営の方法については、評議会の議を経て学長が定め、文部大臣に報告しなければならない。

（一個の学部のみを置く国立大学の評議会）

第九条　第一条第二項の評議会は、左の各号に掲げる評議員をもつて組織する。

一　学長

二　学部の教授五人

三　各附置研究所の長

2　前項の評議会には、第二条第二項から第六条第一項まで、第七条及び第八条の規定を準用する。但し、第二条第二項を準用する場合において、同条同項中「第三号」とあるのは「第二号」と、「五人」とあるのは「十人」と、「第四号」とあるのは「第三号」と読み替えるものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十八年四月一日から適用する。

改正　昭三八文令一二、昭六三文令三七

六　評議会規程

〔六〕

達示第三一号

一九五三(昭和二八)年九月二九日

京都大学評議会規程

第一条　評議会は、次の評議員で組織する。

一　学　長

二　各学部長

三　各学部の教授二名

四　分校主事

五　教授定員五名以上を有する各附置研究所の長

第二条　評議会は、学長が必要と認めたとき、又は評議員二名以上の要求があつたとき招集する。

第三条　議長に事故があるときは、年長の学部長が代理する。

第四条　評議会は、評議員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。

第五条　評議会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

第六条　議案は、学長から評議会に附議する。

第七条　議長が必要と認めたときは、評議員以外の者に出席をもとめ、意見をきくことができる。

第八条　議事録は、事務官が作成する。

附　則

この規程は、昭和二十八年四月一日から適用する。但し、第一条第四号及び第五号の規定は、昭和二十八年九月二十九日から施行する。

改正　昭二九・五・二五達示六号、昭四四・一二・二三達示二五号、昭四八・一・一六達示一号、昭五〇・一・二八達示一号、昭五四・一一・二〇達示二五号、昭五五・四・八達示一五号、

平二・六・二六達示二九号、平三・四・三〇達示一二号、平四・一〇・二〇達示三〇号、平五・三・九達示一四号、平八・三・二六達示一四号

七　評議会内規

〔七〕

評議会決定
一九六九(昭和四四)年一二月二三日

京都大学評議会内規

第一条　評議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

一　大学通則その他重要な規則の制定および改廃
二　予算概算および配分の全学的方針
三　学部・学科、教養部、大学院研究科・専攻、研究所その他重要な教育研究施設の設置および廃止
四　事務局、学生部、附属図書館その他の部局の重要な組織変更
五　名誉教授の称号の授与基準および授与
六　学生の定員
七　学生の厚生補導およびその身分に関する重要事項
八　大学としての式典(慣行によるものを除く。)
九　寄附の受入れの基準および受入れ
十　教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の規定によりその権限に属せしめられた事項
十一　その他大学の運営に関する重要事項

第二条　評議員は、二名以上の連名で評議会に一定の案件を議題として申し出ることができる。

2　前項の申出に対し出席評議員の三分の二以上の賛成があるときは、評議会は、これを議題としなければならない。

第三条　評議会において審議される議題は、緊急やむをえない場合をのぞき、会議の五日前に評議員に通知しなければならない。

第四条　総長または二名以上の評議員が議題の表決に関し三分の二の多数決によることを提議した場合において、出席評議員の過半数の賛成があるときは、表決は出席評議員の三分の二の多数決によることができる。

第五条　評議会に、必要に応じ、特別委員会を置くことができる。

第六条　総長は、大学の運営に関する緊急重大な事項の処理について評議会に報告しなければならない。

第七条　評議員は、評議会において、大学の運営に関し総長に質問し、または意見を述べることができる。

第八条　学生部長は、厚生補導に関する重要事項の処理について評議会に報告しなければならない。

第九条　総長、学部長、教養部長または評議員である研究所長の事務代理は、評議員の代理として評議会に出席し、表決に加わることができる。

2　評議員である研究所長に事故があるときは、あらかじめその代理として事務局に通知された者は評議会に出席することができる。ただし、この者は、表決に加わることはできない。

附　則

この内規は、昭和四十五年一月一日から施行する。

改正　昭四八・一・一六、昭五〇・一・二八、昭五四・一一・二〇、昭五五・四・八、平二・六・二六、平三・四・三〇、平五・三・九、平八・三・二六

〔注〕原文は横書き。

二　協　議　会

一　教育公務員特例法〔協議会設置〕〔一〕

法律第一号
一九四九（昭和二四）年一月一二日

第二十五条　〔本文は二八二頁参照〕

二　国立学校設置法等一部改正〔協議会廃止〕〔二〕

法律第一〇三号
一九七三（昭和四八）年九月二九日

国立学校設置法等の一部を改正する法律

〔中略〕

（教育公務員特例法の一部改正）

第五条　教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

〔中略〕

第二十五条第一項各号を次のように改める。

一　第四条第一項については、学長にあつては「評議

会（一個の学部を置く大学にあつては、教授会）」〔中略〕

二　第四条第二項、第七条、第八条、第十一条及び第十二条第二項については、「評議会（一個の学部を置く大学にあつては、教授会）の議に基づき学長」

三　第五条、第六条及び第九条については、学長及び教員にあつては「評議会（一個の学部を置く大学にあつては、教授会）」〔中略〕

五　第十二条第一項については、学長にあつては「評議会（一個の学部を置く大学にあつては、教授会）」

〔中略〕

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

一　〔中略〕第五条の規定（教育公務員特例法第二十二条の改正規定を除く。）〔中略〕　昭和四十八年十月一日

〔以下略〕

三　教　授　会

一　帝国大学令一部改正〔教授会設置〕　〔一〕

勅令第八二号

一八九三（明治二六）年八月一〇日（官報八月一一日）

第十四―十六条　〔本文は六頁参照〕

二　学校教育法〔教授会を規定〕　〔一〕

法律第二六号

一九四七（昭和二二）年三月二九日（官報三月三一日）

第五十九条　〔本文は一三頁参照〕

三　教育公務員特例法〔教授会を規定〕　〔一〕

法律第一号

一九四九（昭和二四）年一月一二日

第二十五条　〔本文は二八二頁参照〕

四　諸委員会

一　衛生事務心得

〔一五〕

達示第二号

一九〇二(明治三五)年一月二九日

衛生事務心得

第一条　京都帝国大学ニ衛生監督壱名衛生委員及衛生掛員若干名ヲ置ク

第二条　監督ハ学内衛生ニ関スル一切ノ事ヲ監理シ衛生委員長ヲ兼ヌルモノトス

第三条　衛生委員ハ学内衛生ニ関スル事項ヲ商議ス

第四条　掛員ハ監督ノ指揮ヲ受ケ衛生ニ関スル事務ニ従事ス

第五条　監督又ハ掛員ハ学内ヲ巡視シ衛生上障害アリト認ムルトキハ直チニ当該部長ト協議シテ之カ予防改善ヲナスモノトス

前項事件ノ重キモノハ之ヲ総長ニ具申スヘシ

第六条　当該各部長ニ於テ衛生上危害ノ虞アリト認ムルトキハ直チニ監督又ハ掛員ニ通告スルコトヲ要ス

〔注〕一九〇八・一一・四達示第一五号で廃止。

二　衛生事務取扱規程

〔一三〕

達示第一五号

一九〇八(明治四一)年一一月四日

衛生事務取扱規程

第一条　京都帝国大学ニ衛生委員ヲ置キ左ノ職員ヲ以テ之ニ充ツ

京都医科大学医院長

衛生学教授一人

病理学教授一人

内科学教授一人

土木工学教授一人

事務官(本部)

学生監

技師

京都医科大学長ヲ以テ委員長ト為ス

職務上当然委員タルヘキモノ、外ハ総長之ヲ命ス

第二条　衛生委員ハ学内衛生ニ関スル事項ヲ商議ス

委員ノ商議ハ定期会及臨時会ノ二ニ分チ定期会ハ春秋二

回之ヲ開クモノトス

委員長ハ委員会ヲ召集シ其議長トナル

第三条　衛生学教授及事務官(本部)ニシテ委員タル者ヲ以テ衛生主事ト為ス衛生主事ハ衛生ニ関スル常務ヲ処理ス

第四条　本学本部、各分科大学、医院、寄宿舎及建築部ニ衛生係各一人ヲ置ク

衛生係ハ衛生主事ノ指揮ヲ受ケ其部ニ関スル衛生ノ事務ニ従事ス

第五条　衛生主事ハ時々学内ヲ巡視シテ衛生係ヲ監督シ衛生上障害アリト認ムルトキハ衛生委員長ニ報告シ之カ予防改善ヲ為スモノトス

前項事件ノ重キモノハ之ヲ総長ニ具申スヘシ

第六条　本学各部長ハ其部内ニ於テ衛生上危害ノ虞アリト認ムルモノアルトキハ直ニ衛生主事ニ通告スルコトヲ要ス

改正　大六・二・一九達示二号、大一〇・五・一三達示一四号、昭一四・九・一一達示一二号

〔注〕一九四七・二・一八達示第六号で全部改正。

三　電力委員会規程

〔一三〕

達示第九号
一九一六(大正五)年六月二日

電力委員会規程

第一条　京都帝国大学ニ電力委員会ヲ設ク

第二条　委員会ハ左ノ事項ヲ審議ス

一電力供給及使用ニ関シ総長ヨリ諮詢ノ件

一電力供給及使用ニ関シ委員ヨリ提議ノ件

第三条　委員会ハ左ノ職員ヲ以テ組織ス

総長

各分科大学長

医科大学附属医院長

工科大学土木及機械工学科教授　一名

工科大学電気工学科教授　一名

工科大学採鉱冶金学科電気冶金学担任教授　一名

工科大学工業化学科電気化学担任教授　一名

理科大学物理学担任教授　一名

事務官(本部)

事務官(医院)

電工監督

技師

総長ヲ以テ委員長トス
職務上当然委員タルヘキモノ、外総長之ヲ命ス
第四条　委員長ハ委員会ヲ召集シ其議長トナル
委員長事故アルトキハ年長分科大学長之ヲ代理ス
第五条　委員会ニ書記一人ヲ置ク委員長ノ指揮ヲ受ケテ庶務ニ従事ス
書記ハ本学電気掛員ヲ以テ之ニ充ツ
第六条　委員長ハ必要アリト認ムル場合ニ於テ委員ニアラサル本学職員ニ列席ヲ要求スルコトヲ得
但シ此等ノ職員ハ列席者ノ決議ノ数ニ加ハルコトヲ得ス
第七条　本規程ハ大正五年六月一日ヨリ施行ス
改正　大一〇・五・一三達示一四号、昭一四・九・一一達示一三号
〔注〕一九四七・一・一〇達示第一号で全部改正。

四　建築委員会規程

〔一三〕
達示第一四号
一九一七(大正六)年六月二二日

京都帝国大学建築委員会規程

第一条　京都帝国大学ニ建築委員会ヲ設ク
委員会ハ各分科大学長及各分科大学教授各一名、建築部長本部事務官ヲ以テ組織ス
第二条　教授ニシテ委員タル者ハ当該分科大学ニ於テ之ヲ選定シ学長ノ申出ニ依リ総長之ヲ命ス
総長ハ委員長トナル
委員長ハ委員会ヲ召集シ其議長ト為ル
委員長事故アル時ハ学長中ノ年長者之ヲ代理ス
第三条　委員会ニ書記一人ヲ置ク委員長ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ従事ス
書記ハ本学技手又ハ営繕勤務ノ書記雇ヲ以テ之ニ充ツ
第四条　各分科大学教授ニシテ委員タル者ノ任期ハ三ケ年トス但再選ヲ妨ケス
第五条　委員会ハ左ノ事項ヲ審議ス
一、本学敷地ト建築物トノ配合ニ関スル事項
一、本学建築物及道路ノ整頓ニ関スル事項
一、本学建築物ノ体裁ニ関スル事項
第六条　学内一部局ノミニ限リ関係アルモノト認メタル事項ハ之カ審議ヲ当該部局ニ委任スルコトヲ得
第七条　本規程ハ大正六年七月一日ヨリ之ヲ施行ス
改正　大一〇・五・一三達示一四号、昭一四・九・一一達示一四号

〔注〕一九四七・一・一〇達示第一号で全部改正。

五　防衛企画委員会規則

〔六〕

一九四一（昭和一六）年八月一八日　達示第一一号

京都帝国大学防衛企画委員会規則

第一条　京都帝国大学ニ防衛企画委員会ヲ置ク

第二条　委員会ハ左ノ職員ヲ以テ組織ス

各学部長、図書館長、医院長、農場長、演習林長、各研究所長、書記官、学生主事、事務官、司書官、技師其ノ他適任者

委員ハ総長之ヲ委嘱ス

第三条　委員会ハ総長之ヲ召集シ其ノ議長トナル

第四条　委員会ハ京都帝国大学防衛ニ関スル企画ヲ審議ス

〔注〕一九四六・一二・二達示第一六号で廃止。

六　渉外委員会規程

〔六〕

一九四六（昭和二一）年二月一日

渉外委員会規程

第一条　京都帝国大学ニ渉外委員会ヲ置ク

第二条　委員会ハ渉外事項並ニ之ト関聯スル重要事項ヲ審議ス

第三条　委員会ハ総長・各学部長・教授若干名及学生部長並ニ事務局長ヲ以テ組織ス

総長委員長トナリ委員ハ総長之ヲ命ス

第四条　委員長ハ会務ヲ統理ス

委員長事故アルトキハ年長学部長之ヲ代理ス

第五条　委員会ニ幹事二人ヲ置ク

幹事ハ庶務課長及会計課長ヲ以テ充テ総長之ヲ命ス

幹事ハ委員長ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第六条　委員長必要アリト認ムルトキハ委員ニ非ザル本学職員ヲシテ委員会ニ列セシムルコトヲ得

附　則

本規程ハ昭和二十一年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

改正　昭二二・一・一〇達示一号

〔注〕一九五四・一・二六達示第三号で廃止。

七　風致委員会規程

一九四六(昭和二一)年三月一五日　〔六〕

風致委員会規程

第一条　京都帝国大学ニ風致委員会ヲ置ク

第二条　委員会ハ学内風致ノ維持、改良ニ関スル重要ノ事項ヲ審議ス

第三条　委員会ハ総長、教授若干名及事務局長ヲ以テ之ヲ組織ス

総長ヲ以テ委員長トス

委員ハ総長之ヲ命ス

第四条　委員長ハ会務ヲ統理ス

委員長事故アルトキハ委員長ノ指名シタル委員之ヲ代理ス

第五条　委員会ニ幹事二名ヲ置ク

幹事ハ書記官及事務官中ヨリ総長之ヲ命ス

幹事ハ委員長ノ指揮ヲ承ケ会務ニ従事ス

第六条　委員長必要アリト認ムルトキハ委員以外ノ者ヲシテ委員会ニ列席セシムルコトヲ得

附　則

本規程ハ昭和二十一年三月十五日ヨリ之ヲ施行ス

改正　昭二二・一・一〇達示一号

〔注〕一九五四・一・二六達示第三号で廃止。

八　清風荘管理委員会規程

一九四六(昭和二一)年三月一五日　〔六〕

清風荘管理委員会規程

第一条　京都帝国大学ニ清風荘管理委員会ヲ置ク

第二条　委員会ハ清風荘ノ維持及管理ニ関スル重要ノ事項ヲ審議ス

第三条　委員会ハ総長、教授若干名及事務局長ヲ以テ組織ス

総長ヲ以テ委員長トス

委員ハ総長之ヲ命ス

総長必要アリト認ムルトキハ第一項以外ノ者ノ中ヨリ委員ヲ委嘱スルコトヲ得

第四条　委員長ハ会務ヲ統理ス

委員長事故アルトキハ委員長ノ指名シタル委員之ヲ代理ス

第五条　委員会ニ幹事二名ヲ置ク

幹事ハ書記官及事務官中ヨリ総長之ヲ命ス

幹事ハ委員長ノ指揮ヲ承ケ会務ニ従事ス

第六条　委員長必要アリト認ムルトキハ委員以外ノ者ヲシテ委員会ニ列席セシムルコトヲ得

附　則

本規程ハ昭和二十一年三月十五日ヨリ之ヲ施行ス

改正　昭二二・一・一〇達示一号、昭三四・六・一一総長裁定、昭三六・一・二五総長裁定、昭四三・七・二四、一二・一一総長裁定

〔注〕一九九八・三・二五廃止。

九　建築委員会規程

〔一三〕

達示第一号

一九四七(昭和二二)年一月一〇日

建築委員会規程

第一条　京都帝国大学に建築委員会を置く。

第二条　委員会は、左の事項を審議する。

一、本学敷地と建築物との配合に関すること。

二、本学建築物及び道路の整頓に関すること。

三、本学建築物の体裁に関すること。

第三条　委員会は、左の職員でこれを組織する。

総　長

学部長

教　授　若干名

技術顧問

事務局長

技術課長

庶務課長

会計課長

総長を委員長とする。

職務上委員となるものの外は、委員長がこれを委嘱し、その任期は三年とする。

第四条　委員長は、委員会を召集して、その議長となる。委員長に事故があるときは、年長の学部長がこれを代理する。

第五条　委員会に幹事を置き、事務局事務官及び技官の中から総長が、これを委嘱する。

幹事は、委員長の指揮を承けて、会務を掌る。

第六条　委員会に書記を置き、技術課勤務の職員の中から総長が、これを命ずる。

書記は、委員長の指揮を承けて、会務に従事する。

第七条　学内一部局に限る事項は、委員会の委任によつて

当該部局でこれを審議することができる。

第八条　委員長が必要と認め、又は委員の要求があつた場合は、委員長は、委員以外の本学職員を委員会に列席せしめ、意見の陳述を求めることができる。

附　則

この改正は昭和二十一年十二月二十四日からこれを施行する。

改正　昭三四・六・一一、昭三六・一・二五総長裁定、昭四〇・一〇・一二達示二〇号、昭四三・一一・一九達示一一号、一二・一一総長裁定、昭五四・一二・四達示二七号、平五・四・一三達示五〇号、平八・五・一四達示三六号

一〇　電力委員会規程

〔一三〕

達示第一号

一九四七(昭和二二)年一月一〇日

電力委員会規程

第一条　京都帝国大学に電力委員会を置く。

第二条　委員会は、左の事項を審議する。

一、電力供給及び使用に関し総長から諮詢のあつたこと。

二、電力供給及び使用に関し委員から提議のあつたこと。

第三条　委員会は、左の職員でこれを組織する。

総　長

学部長

教　授　若干名

技術(電力)顧問

事務局長

技術課長

庶務課長

会計課長

総長を委員長とする。

職務上委員となるもの、外は、委員長がこれを委嘱し、その任期は三年とする。

第四条　委員長は、委員会を召集して、その議長となる。委員長に事故があるときは、年長の学部長が、これを代理する。

第五条　委員会に幹事を置き、事務局事務官及び技官の中から総長が、これを委嘱する。

幹事は、委員長の指揮を承けて会務を掌る。

第六条　委員会に書記を置き、技術課勤務の職員の中から総長が、これを命ずる。

書記は委員長の指揮を承けて会務に従事する。

第七条　委員長が必要と認め、又は委員の要求があつた場合は、委員長は、委員以外の本学職員を委員会に列席せしめ、意見の陳述を求めることができる。

附　則

この改正は昭和二十一年十二月二十四日からこれを施行する。

改正　昭三四・六・一一、昭三六・一・二五、昭四三・一二・一一総長裁定、平八・五・一四達示三七号

〔注〕一九九八・三・一〇達示第四号で廃止。

一一　衛生事務取扱規程

〔六〕

達示第六号
一九四七(昭和二二)年二月一八日

衛生事務取扱規程

第一条　京都帝国大学に衛生委員会を置く。

委員会は左の職員でこれを組織する。

総　　長
学　部　長
附属医院長
研究所長
教　　授　若干名
学生部長
事務局長

総長を委員長とする。

職務上委員となるものの外は、委員長がこれを委嘱しその任期は三年とする。

第二条　委員会は学内衛生に関する事項を商議する。

委員長は委員会を召集して其の議長となる。

委員長に事故があるときは、医学部長がこれを代理する。

第三条　委員会に幹事を置き、事務局各課長をこれに充てる。

幹事は委員会に関する事務を掌る。

委員会に書記を置き事務局職員中から委員長これを委嘱する。

書記は委員会に関する事務に従事する。

第四条　各部局に衛生主事一名を置き、各部局の事務主任者をこれに充てる。

衛生主事は当該部局の衛生に関する常務に従事する。

第五条　各部局長はその部局内において、衛生上緊急の措置を必要と認めるときは直ちに委員長に通告することを要す。

第六条　委員長が必要と認め、又は委員の要求があつた場合は委員長は委員以外の本学職員を委員会に列席せしめ、意見の陳述を求めることができる。

附　則

この改正は昭和二十二年二月十三日からこれを施行する。

改正　昭三四・六・一一総長裁定、昭三六・一・二五総長裁定、昭四三・一二・一一総長裁定

〔注〕一九七四・五・一四達示第二一号で廃止。

一二　物品管理委員会規程

〔六〕

達示第一号

一九四九（昭和二四）年一月二二日

物品管理委員会規程

第一条　京都大学に物品管理委員会を置く。

第二条　委員会は本学に於ける物品の管理に関する重要事項を審議しその意見を総長に具申する。

第三条　委員会は左の職員でこれを組織する。

事務局長
会計課長
庶務課次長
会計課次長
各学部事務長中互選によるもの三名
各研究所事務主任中互選によるもの二名
医学部附属医院事務長
附属図書館事務長

互選によるものの任期は、一年とする。

第四条　委員長は事務局長とする。

委員長は委員会を召集してその議長となる。

委員長に事故があるときは会計課長がこれを代理する。

第五条　委員会に幹事を置き会計課監査掛長をこれに充てる。

幹事は委員長の指揮を承けて会務を掌る。

第六条　委員長が必要と認め又は委員の要求があつた場合は委員長は委員以外の本学職員を委員会に列席せしめ意見の陳述を求めることができる。

附　則

この規程は昭和二十四年三月一日からこれを施行する。

改正　昭二五・七・三一達示一二号

一三　輔導会議規程

〔六〕

達示第一八号
一九四九(昭和二四)年八月二五日

京都大学輔導会議規程

第一条　京都大学に輔導会議を置く。

第二条　輔導会議は、左の委員で組織する。

学　部　長
分　校　主　事
専　門　部　長
輔　導　部　長
事　務　局　長

学長は、輔導会議を招集して議長となる。

第三条　輔導会議は、左の事項を審議する。

一　学生輔導に関して学長の諮詢した事項
一　学生輔導に関して委員より提議した事項

第四条　学長が必要と認め、又は委員の要求があつたときは、委員以外の本学職員の委員会出席を求めて意見をきくことができる。

第五条　議事の顚末は、統計記録室長が記録する。

附　則

この規程は、昭和二十四年八月二十五日から、施行する。

改正　昭二七・四・二〇達示八号、昭二九・四・一六学長裁定、昭四〇・四・一三達示三号、平五・四・一三達示四七号、平八・五・一四達示三一号

一四　輔導委員規程

〔六〕

達示第一九号
一九四九(昭和二四)年八月二五日

京都大学輔導委員規程

第一条　京都大学に輔導委員を置く。

第二条　輔導委員は、左の者を充てる。

輔　導　部　長
学部、分校、専門部の教授、助教授中部局長の推薦したもの　若干名
学　生　課　長
教　務　課　長

第三条　輔導委員は、教官と協力して学生生徒の輔導の衝に当る。

第四条　輔導委員で輔導委員会を組織する。

輔導委員会は、輔導会議の決定した方針に依り学生生徒の輔導に関する事項を協議処理し、部局との連絡調整を

図る。

第五条　輔導部長を輔導委員会の委員長とする。

委員長は、委員会を招集して議長となる。

委員長に事故あるときは、委員長の指名した委員が代理する。

委員会に幹事を置き、統計記録室長を充てる。

幹事は、委員長の指揮を承けて会務をつかさどる。

附　則

この規程は、昭和二十四年八月二十五日から、施行する。

改正　昭二七・四・二〇達示九号、昭二九・四・一六学長裁定、平四・一〇・二〇達示四一号、平五・四・一三達示四八号、平八・五・一四達示四六号

一五　防火委員会規程

〔六〕

達示第四号

一九五一（昭和二六）年三月二九日

防火委員会規程

第一条　京都大学に防火委員会を置く。

第二条　委員会は火災の予防、防止およびその対策について調査審議する。

第三条　委員会は次の職員で組織する。

学　　長

事務局長

学長の指定する部局の推薦したもの各一名

2　学長を委員長とする。

3　職務上委員となるものの他は委員長が委嘱する。

第四条　委員長は委員会を招集して議長となる。

2　委員長に事故があるときは年長の委員が代理する。

第五条　委員会に調査員を置き、学長の指定する部局から三名以内を推薦せしめて委員長が委嘱する。

第六条　調査員は委員を補佐し、火気に関する施設の調査および点検に当る。

2　調査員は委員会に調査、点検の結果を報告しまたは意見を述べることができる。

第七条　委員会の要求があつたときは、当該部局は火気に関する施設の調査、点検を拒むことができない。

第八条　委員会は委員または調査員の報告または意見に基き必要と認めるときは当該部局に対し施設の補修取替その他必要な事項を勧告することができる。

2　前項の勧告があつたとき、当該部局は速かにこれを実施しなければならない。

3　特別の事情により前項の勧告を実施することのできないときは当該部局は委員会に速かにその旨報告しなければならない。

第九条　委員会が必要と認めるときは委員以外のものの委員会出席を求めて説明または意見を聴くことができる。

第十条　特殊の事項につき調査の必要があるときは委員会は臨時調査班を設けることができる。

第十一条　委員会に幹事を置き、庶務課長、会計課長、技術課長を充てる。

2　幹事は委員長の指揮を受けて会務をつかさどる。

第十二条　この規定に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は委員会の議を経て委員長が定める。

第十三条　委員会の事務は事務局の所管とする。

附　則

この規程は昭和二十六年三月五日から施行する。

改正　昭三四・六・一一、昭三六・一・二五、昭四三・七・二四、一二・一一総長裁定、昭四八・一二・一八達示三二号

一六　学生部委員会規程

〔六〕

達示第一〇号
一九五二(昭和二七)年四月二〇日

京都大学学生部委員会規程

第一条　京都大学に学生部委員会(以下委員会という。)を置く。

第二条　委員会は、左の委員で組織する。

一　学生部長

二　各学部及び分校の教授又は助教授のうちから一名づつ学部長又は分校主事の推薦した者

三　学生課長

四　厚生課長

第三条　委員会は、学生の輔導に関する事項を協議処理する。

第四条　学生部長を委員会の委員長とする。

委員長は、委員会を招集して議長となる。

委員会に幹事を置き、学生課長をあてる。

幹事は、委員長の指揮をうけて会務をつかさどる。

附　則

この規程は、昭和二十七年四月二十日から施行する。

改正　昭二九・四・一六学長裁定、昭四〇・四・一三達示四号、一〇・二六達示二一号、昭四四・三・一八達示四号、平五・四・一三達示四九号、平八・五・一四達示三二号

一七　総合研究会議規程

［六］

達示第一五号
一九五二（昭和二七）年五月二〇日

京都大学総合研究会議規程

第一条　京都大学総合研究会議（以下会議という。）は、学術ならびにその応用の総合研究について研究分野の連絡を図り、かつ総合研究の振興に関する重要事項を審議する。

第二条　会議においては、総合研究の事項毎に研究部会を設け、部員を置く。

2　部員の互選により部長を置く。

第三条　部会の設定および部員の決定は、会議の議決を経なければならない。

第四条　部会は、当該研究事項に関して、必要な運営方針を樹立し、かつ部会と当該研究担当者との連絡を図る。

2　部会の決定事項は、議長に報告されなければならない。

第五条　会議は、左の者で組織する。

一　学　　長
二　学 部 長
三　研究所長
四　研究部会部長
五　事務局長

2　学長は、会議を招集して議長となる。

3　議長に事故があるときは、年長学部長が代理する。

第六条　会議に幹事を置き、庶務課長および会計課長をあてる。

2　幹事は、議長の指揮をうけ会議に関する事務を掌る。

第七条　会議の議事に関する細則は、会議の定めるところによる。

2　部会の組織、運営、その他部会に必要な細則は、当該部会の定めるところによる。

附　則

この規程は、昭和二十七年五月二十日から施行する。

〔注〕一九九三・二・二三達示第九号で廃止。

一八　原子力研究整備委員会要項

［一四］

総長裁定
一九五八（昭和三三）年六月一六日

原子力研究整備委員会要項

一、京都大学に原子力研究整備委員会を置く。

二、委員会は、京都大学における原子力の研究、利用並びにその施設の整備に関する重要事項を審議する。

三、委員会は、次の職員で組織する。

(一)　理学部長
(二)　医学部長
(三)　工学部長
(四)　農学部長
(五)　化学研究所長
(六)　工学研究所長
(七)　基礎物理学研究所長
(八)　教授若干名
(九)　事務局長

職務上委員となる者のほかは、総長が委嘱するものとし、その任期は、二年とする。

四、委員長は、委員の互選によるものとする。

委員長は、委員会を招集して、その議長となる。

委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が代理する。

五、委員会に幹事を置き、庶務課長および会計課長を充てる。

六、委員長が必要と認め、または委員の要求があつたときは、委員以外の者を委員会に列席させ、意見を聞くことができる。

附　則

この要項は、昭和三十三年六月十六日から施行する。

改正　昭四二・六・二八、昭四三・二・一七、九・三、昭四六・四・一、昭四九・二・二七、昭五六・三・二四総長裁定、平五・二・一総長裁定、平八・五・二総長裁定

一九　放射性同位元素等管理委員会規程

［六］

達示第一三号
一九六〇（昭和三五）年一二月六日

京都大学放射性同位元素等管理委員会規程

第一条　京都大学に放射性同位元素等管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第二条　委員会の任務は、次の各号に掲げる事項とする。

一　放射線障害の防止に関し、必要な事項を調査、審議すること。
二　放射線障害の防止に関し、関係各部局間の連絡調整を図ること。
三　放射性同位元素及び放射線発生装置(以下「放射性同位元素等」という。)を使用する総合研究施設の利用及び管理の基本に関し、必要な事項を審議すること。

第三条　委員会は、放射性同位元素等を利用する部局の教授若干名、事務局長、庶務部長、経理部長及び技術課長で組織する。
2　職務上委員となる者のほかは、総長が委嘱するものとし、その任期は、二年とする。

第四条　委員長は、委員の互選によるものとする。
2　委員長は、委員会を招集して、その議長となる。
3　委員長が欠けたとき又は事故があるときは、あらかじめ、委員長の指名する委員が委員長の職務を代理する。

第五条　委員会に放射線障害予防小委員会(以下「小委員会」という。)を置く。
2　小委員会は、京都大学放射線障害予防規程の定めるところにより、委員会の所掌事項のうち、放射線障害防止の実施に関する事項を分掌する。
3　小委員会の委員は若干名とし、放射線取扱主任者免状を有する者のうちから、委員会の委員長が委嘱する。
4　小委員会の委員の任期は、一年とする。

第六条　委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員会を置くことができる。
2　専門委員は、委員会の委員長が委嘱するものとする。

第七条　委員長が必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させて説明又は意見を聞くことができる。

第八条　この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て総長が定める。

第九条　委員会の庶務は、事務局庶務部で処理する。

附　則

この規程は、昭和三十五年十二月六日から施行する。

改正　昭三六・一・一〇総長裁定、昭三七・一〇・二三達示九号、昭三九・五・四達示七号、昭四二・三・七達示二号、昭四六・一〇・五達示二一号、昭四八・五・八達示二一号、昭五一・一二・二一達示四三号、昭五八・三・八達示七号

二〇　大学制度委員会規程

〔六〕

達示第二〇号
一九六三(昭和三八)年七月二日

京都大学大学制度委員会規程

第一条　学内諸制度に関する重要事項を審議するため、京都大学に大学制度委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第二条　委員会は、次の各号にかかげる委員で組織する。

一　各学部長および教養部長

二　研究所長二名

三　各学部および教養部ごとに教授一名

四　研究所の教授二名

2　前項第二号から第四号までの委員は、総長が委嘱する。

3　第一項第三号および第四号の委員の任期は、一年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4　委員は、再任されることができる。

第三条　委員会に委員長を置く。

2　委員長は、委員の互選によつて定める。

3　委員長は、委員会を招集し、議長となる。

4　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が議長となる。

第四条　委員会は、委員の三分の二以上が出席しなければ開会することができない。

2　委員会の議事は、出席委員の三分の二以上の多数で決する。

第五条　委員会は、必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

第六条　委員会には、必要に応じて、小委員会を置くことができる。

2　小委員会は、委員会で指名された委員で組織する。

3　小委員会に主査を置く。

4　第三条第二項から第四項まで、第四条および前条の規定は、小委員会の運営について準用する。

第七条　この規程に定めるもののほか、委員会の議事の運営について必要な事項は、委員会が定める。

第八条　委員会に関する事務は、庶務部において処理する。

附　則

この規程は、昭和三十八年七月二日から施行する。

〔注〕一九六五・七・六達示第一五号で廃止。

二一　教育課程等委員会規程

〔六〕
達示第一八号
一九六五(昭和四〇)年九月二八日

京都大学教育課程等委員会規程

第一条　教養部および学部に関連を有する教育課程ならびにその関連事項について調査審議するため、京都大学教育課程等委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第二条　委員会は、学部および教養部の教授各一名の委員で組織する。

2　委員は、総長が委嘱する。

3　委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第三条　委員会に専門委員若干名を置くことができる。

2　専門委員は、学部または教養部の教授のうちから総長が委嘱する。

第四条　委員会に委員長を置く。

2　委員長は、委員の互選によつて定める。

3　委員長は、委員会を招集し、議長となる。

4　委員長が欠けたときまたは事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

第五条　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開会することができない。

2　委員会の議事は、出席の委員の過半数で決する。

第六条　委員会は、必要と認めたときには、委員以外の者の出席を求めて意見をきくことができる。

第七条　委員会に関する事務は、庶務部において処理する。

第八条　この規程に定めるもののほか、委員会の議事の運営その他必要な事項は、委員会が定める。

附　則

この規程は、昭和四十年九月二十八日から施行する。

二二　入学試験制度委員会規程

〔六〕
達示第四号
一九六六(昭和四一)年三月二二日

京都大学入学試験制度委員会規程

第一条　京都大学の入学試験に関する諸制度について調査審議するため、京都大学に入学試験制度委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第二条　委員会は、学部および教養部の教授各二名の委員で組織する。

2　委員は、総長が委嘱する。
3　委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
第三条　委員会に専門委員を置くことができる。
2　専門委員は、学部、教養部または研究所の教授または助教授のうちから総長が委嘱する。
第四条　委員会に委員長を置く。
2　委員長は、委員の互選によって定める。
3　委員長は、委員会を招集し、議長となる。
4　委員長が欠けたときまたは事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。
第五条　委員会は、その定めるところにより小委員会を置くことができる。
2　小委員会に属すべき委員および専門委員は、委員長が指名する。
第六条　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開会することができない。
2　委員会の議事は、出席の委員の過半数で決する。
第七条　委員会に関する事務は、庶務部において処理する。
第八条　この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附　則

この規程は、昭和四十一年四月一日から施行する。

改正　昭六一・六・一七総長裁定、平四・一〇・一総長裁定

二三　創立七十周年記念式典委員会要項

［一四］

総長裁定
一九六六(昭和四一)年七月五日

創立七十周年記念式典委員会要項

一　京都大学創立七十周年記念式典の運営について総長の諮問に応じ調査立案するため、京都大学に創立七十周年記念式典委員会(以下「委員会」という。)を置く。
二　委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
(一)　各学部および教養部の教授一名
(二)　研究所の教授若干名
(三)　事務局長
(四)　学生部長
2　前項第一号および第二号の委員は、総長が委嘱する。
三　委員会に委員長を置く。
2　委員長は、委員の互選によって定める。

3　委員長は、委員会を招集し、議長となる。

4　委員長が欠けたときまたは事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

四　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開会することができない。

2　委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。

五　委員会に関する事務は、庶務部において処理する。

六　この要項に定めるもののほか、委員会の議事の運営その他必要な事項は、委員会が定める。

附　則

この要項は、昭和四十一年七月五日から施行する。

〔注〕一九六七・一二・二〇総長裁定で廃止。

二四　創立七十周年記念施設建設委員会要項

［一四］

総長裁定

一九六六(昭和四一)年九月一六日

創立七十周年記念施設建設委員会要項

一　京都大学創立七十周年を記念して建設される諸施設の規模および設計の概要について総長の諮問に応じ調査立案するため、京都大学に創立七十周年記念施設建設委員会(以下「委員会」という。)を置く。

二　委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

(一)　各学部および教養部の教授一名

(二)　研究所の教授若干名

(三)　委員会の所掌に関し特に必要と認められる教授若干名

(四)　事務局長

(五)　学生部長

2　前項第一号から第三号までの委員は、総長が委嘱する。

3　第一項第一号から第三号までの委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

三　委員会に委員長を置く。

2　委員長は、委員の互選によって定める。

3　委員長は、委員会を召集し、議長となる。

4　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

四　専門的事項を調査審議するため必要があるときは、委員会に専門委員若干名を置くことができる。

2　専門委員は、教授、助教授または技術職員のうちから

総長が委嘱する。

五　委員会は委員の半数以上が出席しなければ開会することができない。

2　委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。

六　委員会は、必要と認めたときは、委員または専門委員以外の者の出席を求めて意見をきくことができる。

七　委員会に関する事務は、庶務部において処理する。

八　この要項に定めるもののほか、委員会の議事の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附　則

この要項は、昭和四十一年九月十六日から施行する。

二五　イラン・アフガニスタン・パキスタン学術調査委員会要項

［一四］
総長裁定
一九六七(昭和四二)年八月二二日

京都大学イラン・アフガニスタン・パキスタン学術調査委員会要項

第一条　イラン、アフガニスタンおよびパキスタンの諸遺跡の現地調査に関する基本計画およびその遂行に伴う諸問題について協議するため、京都大学にイラン・アフガニスタン・パキスタン学術調査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第二条　委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一　総　長

二　関係部局の教授または助教授若干名

三　事務局長、庶務部長および経理部長

2　前項第二号の委員は、総長が委嘱する。

第三条　委員会に委員長および副委員長を置き、委員長は総長をもつて、副委員長は総長の指名する委員をもつてあてる。

2　委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

第四条　委員会に幹事を置き、庶務課長、主計課長および関係学部・研究所事務長をもつてあてる。

2　幹事は、委員会の事務をつかさどる。

附　則

この要項は、昭和四十二年八月二十二日から施行する。

改正　昭四五・五・一八総長裁定

〔注〕一九七〇・五・一八総長裁定で中央アジア学術調査委員会要項に改称。

二六　宇治地区防火委員会規程

〔九〕
総長裁定
一九六八(昭和四三)年一〇月八日

京都大学宇治地区防火委員会規程

第一条　京都大学宇治地区における火災の予防および防止について調査審議し、連絡協議するため、京都大学防火規程第五条第一項の規定に基づき、宇治地区に、宇治地区防火委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第二条　委員会は、次の委員で組織する。

一　宇治地区にある部局の長

二　宇治地区にある研究施設その他の施設の属する部局の長の推薦する教授各一名

三　委員会の所掌事務に関し特に必要と認められる教授若干名

2　前項第二号および第三号の委員は、総長が委嘱する。

第三条　委員会に委員長を置く。

2　委員長は、委員の互選によつて定めるものとし、その任期は、二年とする。

3　委員長は、委員会を招集して、その議長となる。

4　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

第四条　委員会は、必要と認めたときには、委員以外の者に委員会への出席を求めて、その説明または意見を聞くことができる。

第五条　委員会に幹事を置き、委員長が所属する部局の事務長をあてる。

2　幹事は、委員会に関する事務をつかさどる。

第六条　この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会が定める。

附　則

この規程は、昭和四十三年十月八日から施行する。

二七　大学問題検討委員会要項

〔七〕
評議会承認
一九六九(昭和四四)年六月一七日

大学問題検討委員会要項

第一　性格

総長の諮問機関とする。

第二　調査審議事項

次の事項について調査審議する。

一　大学の未来像

二　教養課程の改善

三　総長選挙制度の改正

第三　組織

1　委員会の委員は、次の範囲内で総長が委嘱する。

一　各学部および教養部から各三名

二　研究所から各一名

2　専門の事項を調査審議するため必要がある場合には、委員会に専門委員を置くことができる。

3　委員会に委員長および副委員長を置き、委員の互選によって定める。

委員長は会務を掌理し、副委員長は委員長をたすけ、および委員長に事故があるときはその職務を代行する。

4　委員会に部会を三部会設け、第二に掲げる調査審議事項を分担して調査審議する。

委員および専門委員は、総長の指名によりいずれかの部会に分属する。

部会に部会長および副部会長を置き、その部会に属する委員の互選によって定める。

部会長は部会の会務をつかさどり、副部会長は部会長をたすけ、および部会長に事故があるときはその職務を代行する。

第四　運営

委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

第五　庶務

委員会の庶務は、事務局において処理する。

〔注〕一九七三・七・三廃止。原文は横書き。

二八　同和問題委員会規程

〔六〕

達示第二号

一九七三(昭和四八)年一月一六日

京都大学同和問題委員会規程

第一条　京都大学に同和問題委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第二条　委員会は、総長の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議し、およびこれらについて必要に応じて総長を補佐する。

一　同和問題の教育および研究に関すること。
二　同和問題の調査および資料の整備に関すること。
三　同和問題の啓蒙に関すること。
四　その他同和問題に関すること。

第三条　委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
一　各学部および教養部から教授または助教授一名
二　研究所から教授または助教授若干名
三　その他総長が必要と認める者若干名

2　委員は、総長が委嘱し、その任期は、二年とする。

第四条　委員会に委員長を置き、委員の互選によつて定める。

2　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

第五条　委員会に必要に応じて小委員会を置くことができる。

2　小委員会の組織および運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

第六条　委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させて、説明または意見をきくことができる。

第七条　委員会に関する事務は、庶務部庶務課において処理する。

第八条　この規程に定めるもののほか、委員会の議事の運営その他必要な事項は、委員会が定める。

附　則

この規程は、昭和四十八年一月十六日から施行する。

改正　平四・一一・二四達示五六号、平七・六・二七達示二四号、平八・五・一四達示三四号

〔注〕一九九五・六・二七達示第二四号で同和・人権問題委員会規程に改称。

二九　大学院制度検討委員会規程

〔六〕

達示第九号
一九七三(昭和四八)年二月六日

京都大学大学院制度検討委員会規程

第一条　京都大学大学院に関する諸制度の改善について検討するため、京都大学に大学院制度検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第二条　委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
一　各学部および教養部から教授または助教授一名
二　研究所から教授または助教授若干名

三　その他総長が必要と認める者若干名

2　委員は、総長が委嘱する。

第三条　委員会に委員長を置き、委員の互選によつて定める。

2　委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

第四条　委員会に必要に応じて小委員会を置くことができる。

2　小委員会の組織および運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

第五条　委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させて、説明または意見をきくことができる。

第六条　委員会に関する事務は、庶務部庶務課において処理する。

第七条　この規程に定めるもののほか、委員会の議事の運営その他必要な事項は、委員会が定める。

附　則

この規程は、昭和四十八年二月六日から施行する。

〔注〕一九七七・三・二九達示第一九号で廃止。

三〇　入学者選抜方法研究委員会要項

［一四］
総長裁定
一九七三(昭和四八)年六月五日

京都大学入学者選抜方法研究委員会要項

第一　京都大学に入学者選抜方法研究委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第二　委員会は、京都大学入学者選抜試験受験者の学力検査の成績、高等学校在学中の成績、入学後の学業成績等の相関の追跡調査その他必要と認められる事項の調査を行ない、京都大学におけるより適切な入学者選抜方法について調査研究する。

第三　委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

(一)　各学部および教養部から教授または助教授一名

(二)　総長が必要と認める教授または助教授若干名

2　委員は、総長が委嘱し、その任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第四　特別の事項を調査研究するため必要があるときは、委員会に、臨時委員を置くことができる。

2　臨時委員は、委員会の意見をきいて、総長が委嘱する。
3　臨時委員は、当該特別の事項の調査研究が終つたときは、退任する。
第五　委員会に委員長を置き、委員の互選によつて定める。
2　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。
第六　委員会に関する事務は、学生部入学主幹において処理する。
第七　この要項に定めるもののほか、委員会の議事の運営その他必要な事項は、委員会が定める。
附　則
この要項は、昭和四十八年六月五日から実施する。

三一　遺跡保存調整委員会規程

〔六〕
達示第二六号
一九七三(昭和四八)年七月三日

京都大学遺跡保存調整委員会規程

第一条　京都大学に遺跡保存調整委員会(以下「調整委員会」という。)を置く。
第二条　調整委員会は、京都大学敷地内における遺跡の保存と新築計画等との調整のため必要な事項を審議する。
第三条　調整委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
一　文学部長
二　部局長(前号に掲げるものを除く。)のうちから若干名
三　関係教官若干名
四　事務局長、経理部長および施設部長
2　前項第二号および第三号の委員は、総長が委嘱する。
3　第一項第二号および第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
第四条　調整委員会に委員長を置き、前条第一項第一号および第二号の委員の互選によつて定める。
2　委員長は、調整委員会を招集し、議長となる。
3　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。
第五条　調整委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を調整委員会に出席させて、説明または意見をきくことができる。
第六条　調整委員会に関する事務は、経理部管財課において処理する。
第七条　この規程に定めるもののほか、調整委員会の運営

に関し必要な事項は、調整委員会が定める。

附　則

この規程は、昭和四十八年七月三日から施行する。

三二　安全委員会規程

〔六〕

達示第二七号
一九七三(昭和四八)年九月一八日

京都大学安全委員会規程

第一条　京都大学に安全委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第二条　委員会は、他委員会の所掌に属するものを除くほか、京都大学における安全保持に関する重要事項を調査審議する。

第三条　委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一　人文・社会科学系学部の教授一名

二　自然科学系各学部および教養部の教授各一名

三　研究所の教授若干名

四　医学部附属病院の診療科長または中央診療施設の部長一名

五　関係教授または助教授若干名

六　事務局長、学生部長、庶務部長、経理部長、施設部長および保健管理センターの所長

2　前項第一号から第五号までの委員は、総長が委嘱する。

3　第一項第一号から第五号までの委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第四条　委員会に、委員長および副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2　委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3　副委員長は、委員長を補佐し、および委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

第五条　委員会に必要に応じて小委員会を置くことができる。

2　小委員会には、必要に応じて第三条第一項の委員以外の者をその委員として加えることができる。

3　前項の規定により小委員会に加えられる委員は、総長が委嘱する。

4　前三項に規定するもののほか、小委員会の組織および運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

第六条　委員会および小委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明もしくは意見をきき、ま

たは部局に報告を求めることができる。

第七条　委員会に関する事務は、庶務部人事課において処理する。

第八条　この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附　則

この規程は、昭和四十八年九月十八日から施行する。

改正　昭五九・四・二四達示四号、平四・一一・二四達示五七号、平五・三・九達示二三号、平八・五・一四達示四〇号

三三　廃棄物処理等専門委員会要項

〔一四〕
総長裁定
一九七三(昭和四八)年一〇月二二日

京都大学廃棄物処理等専門委員会要項

第一　廃棄物処理等専門委員会(以下「委員会」という。)は、京都大学における教育・研究に伴う廃棄物の適正処理等に関する事項について調査審議し、また必要に応じて部局間の連絡調整を行なう。

第二　委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一　理学部、工学部および農学部の教官　各二名

二　医学部、薬学部、教養部、結核胸部疾患研究所、ウイルス研究所および医学部附属病院の教官　各一名

三　宇治地区の研究所の教官　一名

四　委員会において必要と認める教官　若干名

五　経理部長および施設部長

2　前項第一号から第四号までの委員は、総長が委嘱する。

3　第一項第一号から第四号までの委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第三　委員会に、委員長を置き、委員の互選によつて定める。

2　委員長は、委員会を招集し、議長となる。

第四　特定の事項を検討させるため、委員会に、小委員会を置くことができる。

第五　委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明もしくは意見をきき、または部局に報告を求めることができる。

第六　委員会に関する事務は、経理部主計課において処理する。ただし、必要に応じて施設部企画課において分担して処理する。

第七　この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し

必要な事項は、委員会が定める。

附　則

1　この要項は、昭和四十八年十月二十二日から実施する。

2　この要項実施のさい現に置かれている同名の委員会の委員で、この要項実施後引き続きこの委員会の委員となるものの任期は、第二第三項の定めにかかわらず、昭和四十九年三月三十一日までとする。

改正　昭四九・七・一五

〔注〕一九七五・七・一達示第二九号で廃止。

三四　保健衛生委員会規程

〔六〕

達示第二一号

一九七四(昭和四九)年五月一四日

京都大学保健衛生委員会規程

第一条　京都大学に保健衛生委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第二条　委員会は、京都大学における学生及び職員の保健管理並びに学内衛生に関する重要事項を調査審議する。

2　前項に規定するもののほか、委員会は、保健管理センターの所長の選考及び任期、教官の人事その他管理運営に関する重要事項を審議するものとする。

第三条　委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一　各学部長及び教養部長

二　研究所長　若干名

三　医学部附属病院長

四　関係教授　若干名

五　保健管理センターの所長及び保健診療所長

六　事務局長及び学生部長

2　前項第二号及び第四号の委員は、総長が委嘱する。

3　第一項第四号の委員の任期は、二年とする。ただし、その補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4　第一項第六号の委員は、保健管理センターの教官の人事に関する事項については、その審議に加わらないものとする。

第四条　委員会に、委員長及び副委員長を置き、前条第一項第一号から第五号までの委員のうちから、委員会において選出する。

2　委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3　副委員長は、委員長を補佐し、及び委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

第五条　委員会に必要に応じて小委員会を置くことができる。

2　小委員会には、必要に応じて第三条第一項の委員以外の者をその委員として加えることができる。

3　前項の規定により小委員会に加えられる委員は、総長が委嘱する。

4　前三項に規定するもののほか、小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

第六条　委員会は、審議に加わるべき委員の四分の三以上が出席しなければ、保健管理センターの所長の選考若しくは任期又は教官の人事に関する事項について議事を開き、議決することができない。

2　保健管理センターの所長の選考若しくは任期又は教官の人事に関する事項についての議事は、審議に加わるべき出席委員の三分の二以上の多数で決する。

第七条　委員会及び小委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明若しくは意見をきき、又は部局に報告を求めることができる。

第八条　委員会に関する事務は、保健診療所において処理する。

第九条　この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附　則

1　この規程は、昭和四十九年五月十四日から施行する。

2　次に掲げる規程は、廃止する。

衛生事務取扱規程（昭和二十二年達示第六号）

京都大学保健管理センター管理委員会規程（昭和四十一年達示第十三号）

改正　平四・一〇・二〇達示三四号、平五・三・九達示一五号、平八・五・一四達示三九号

三五　創立七十周年記念後援会助成金選考委員会規程［六］

達示第二四号
一九七四（昭和四九）年六月四日

京都大学創立七十周年記念後援会助成金選考委員会規程

第一条　京都大学に、創立七十周年記念後援会助成金選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第二条　委員会は、京都大学創立七十周年記念後援会の助成金の交付を受ける者及び事業並びに交付金額を決定する。

第三条　委員会は、次の各号の委員で組織する。

一　総長

二　各学部長及び教養部長

三　各研究所長

四　事務局長

第四条　委員会に委員長を置き、総長をもつてあてる。

2　委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

第五条　委員会に必要に応じて小委員会を置くことができる。

2　小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

第六条　委員会は、委員の過半数が出席しなければ開会することができない。

2　委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。

第七条　委員会に関する事務は、庶務部庶務課において処理する。

第八条　この規程に定めるもののほか、委員会の議事の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附　則

この規程は、昭和四十九年六月四日から施行する。

改正　昭五一・五・一四達示二四号、昭六〇・六・二三達示一一号

〔注〕一九八八・一一・二二達示第三九号で廃止。

三六　保健安全関係委員会委員長懇談会要項

〔一四〕

総長裁定

一九七四(昭和四九)年一〇月一日

京都大学保健安全関係委員会委員長懇談会要項

第一　京都大学に保健安全関係委員会委員長懇談会(以下「委員長懇談会」という。)を置く。

第二　委員長懇談会は、本学学生及び職員の保健及び安全保持に関する関係委員会の所掌事項について、相互に連絡、協議し、その調整をはかる。

第三　委員長懇談会は、次の者をもつて構成する。

一　保健衛生委員会の委員長及び副委員長

二　安全委員会の委員長及び副委員長

三　放射性同位元素等管理委員会の委員長

四　廃棄物処理等専門委員会の委員長

五　防火委員会の委員長

第四　委員長懇談会の議長は、安全委員会の委員長をもつてあて、安全委員会の委員長に事故があるときは、同委員会の副委員長がこれを代行する。

第五　委員長懇談会の会議は、例会及び臨時会とする。

2　例会は、毎年五月及び十一月に開催する。

3　議長は、関係委員会の委員長から請求があつたときは、臨時会を開催することができる。

第六　委員長懇談会は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見をきくことができる。

第七　委員長懇談会に関する事務は、庶務部庶務課において処理する。

第八　この要項に定めるもののほか、委員長懇談会の運営に関し必要な事項は、委員長懇談会が定める。

附　則

この要項は、昭和四十九年十月一日から実施する。

改正　昭五一・七・一九総長裁定

三七　歴史的建築物保存調査専門委員会要項　〔一四〕

総長裁定
一九七四(昭和四九)年一二月一七日

歴史的建築物保存調査専門委員会要項

一　建築委員会に歴史的建築物保存調査専門委員会(以下「専門委員会」という。)を置く。

二　専門委員会は、本学敷地内の歴史的建築物等に関し、保存の必要性、保存の方法等について調査研究するものとする。

三　専門委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

(一)　建築委員会の委員　若干名

(二)　専門委員会の任務遂行のため必要な専門的知識を有する者　若干名

(三)　庶務部長、経理部長及び施設部長

前項第一号及び第二号の委員は、建築委員会の議に基づき、建築委員会の委員長が委嘱する。

四　専門委員会の委員長は、三第一項第一号の委員のうちから選出する。

五　専門委員会の委員長は、専門委員会を招集して、その議長となる。

六　専門委員会は、その調査研究の結果を随時建築委員会

に報告するものとする。

七　この要項に定めるもののほか、専門委員会の議事の運営その他必要な事項は、専門委員会が定める。

附　則

この要項は、昭和四十九年十二月十七日から実施する。

三八　廃棄物処理等専門委員会規程

〔六〕

達示第二九号
一九七五(昭和五〇)年七月一日

京都大学廃棄物処理等専門委員会規程

第一条　京都大学に廃棄物処理等専門委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第二条　委員会は、京都大学における教育・研究等に伴う廃棄物の適正処理等に関する事項について調査審議し、及び必要に応じて部局間の連絡調整を行う。

第三条　委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一　人文、社会科学系の学部及び研究所の教官　若干名

二　理学部、工学部及び農学部の教官　各二名

三　医学部、薬学部、教養部、結核胸部疾患研究所、ウイルス研究所及び医学部附属病院の教官　各一名

四　宇治地区の研究所の教官　一名

五　その他総長が必要と認める教官　若干名

六　経理部長及び施設部長

2　特別の事項を審議するため必要があるときは、委員会に、臨時委員を置くことができる。

3　第一項第一号から第五号までの委員は、総長が委嘱する。

4　臨時委員は、教官又は事務官若しくは技官のうちから、総長が委嘱する。

5　第一項第一号から第五号までの委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6　臨時委員は、第二項の調査審議が終わつたときは、退任するものとする。

第四条　委員会に委員長を置き、委員の互選によつて定める。

2　委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

第五条　特定の事項を検討させるため、委員会に、小委員会を置くことができる。

2　小委員会には、必要に応じて第三条第一項の委員又は臨時委員以外の者をその委員として加えることができる。

3　前項の規定により小委員会に加えられる委員は、総長が委嘱する。

4　前三項に規定するもののほか、小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

第六条　委員会は、必要と認めるときは、委員若しくは臨時委員以外の者を出席させて説明若しくは意見をきき、又は部局に報告を求めることができる。

第七条　委員会に関する事務は、施設部企画課において処理する。

第八条　この規程に定めるもののほか、委員会の議事の運営、その他必要な事項は、委員会が定める。

附　則

1　この規程は、昭和五十年七月一日から施行する。

2　京都大学廃棄物処理等専門委員会要項(昭和四十八年十月二十二日総長裁定)は、廃止する。

3　この規程施行の際現に前項の要項による委員会の委員である者は、この規定の施行後引き続き第三条第一項の委員となるものとする。ただし、その任期は、同条第五項の規定にかかわらず、総長が指名する半数の者については昭和五十年九月三十日まで、その他の者については昭和五十一年三月三十一日までとする。

4　前項の規定により昭和五十年九月三十日に任期満了により退任する委員に代わり委嘱する委員の任期は、第三条第五項の規程にかかわらず、昭和五十二年三月三十一日までとする。

(注)　一九七七・四・二六達示第二八号で全部改正。

三九　制規等専門委員会要項

[一七]

大学院審議会決定
一九七七(昭和五二)年一月一一日

制規等専門委員会要項

一　大学院審議会に、本学大学院に関する制規等について検討するため、制規等専門委員会(以下「専門委員会」という。)を置く。

二　専門委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

(一)　大学院審議会の審議員　三名

(二)　各研究科の推薦する教授　各一名

(三)　教養部の推薦する教授　一名

(四)　研究所の推薦する教授　二名

(五)　大学院審議会の議長の推薦する教授　若干名

委員は、総長が委嘱する。

委員の任期は、二年(第一項第一号の委員にあつては、審議員としての任期の満了の日まで)とし、再任を妨げない。

三　専門委員会に委員長を置き、大学院審議会の議長の指名する委員をもつてあてる。

委員長は、専門委員会を招集し、議長となる。

委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

四　専門委員会は、必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めて、意見をきくことができる。

五　この要項に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、専門委員会が定める。

六　この要項は、昭和五十二年一月十一日から実施する。

四〇　環境保全委員会規程

[六]

達示第二八号
一九七七(昭和五二)年四月二六日

京都大学環境保全委員会規程

京都大学廃棄物処理等専門委員会規程(昭和五十年達示第二十九号)の全部を改正する。

第一条　京都大学に環境保全委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第二条　委員会は、環境保全をはかるための京都大学における基本的方策について調査審議し、及び必要に応じて関係各部局間の連絡調整を行う。

第三条　委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一　人文・社会科学系の学部、研究所等の教授又は助教授　若干名

二　自然科学系の学部、教養部及び医学部附属病院の教授又は助教授(医学部附属病院の場合にあつては、同病院に勤務する医学部の教授及び助教授を含む。)　各一名

三　自然科学系の研究所等の教授又は助教授　若干名

四　環境保全センターのセンター長

五　その他総長が必要と認める教授又は助教授　若干名

六　事務局長、庶務部長、経理部長及び施設部長

2　前項第一号から第三号まで及び第五号の委員は、総長が委嘱する。

3　第一項第一号から第三号まで及び第五号の委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第四条　委員会に委員長を置き、前条第一項第一号から第三号までの委員のうちから、委員会において選出する。

2　委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

第五条　特定の事項を検討させるため、委員会に、小委員会を置くことができる。

2　小委員会には、必要に応じて第三条第一項の委員以外の者をその委員として加えることができる。

3　前項の規定により小委員会に加えられる委員は、総長が委嘱する。

4　前三項に規定するもののほか、小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

第六条　委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明若しくは意見をきき、又は部局に報告を求めることができる。

第七条　委員会に関する事務は、施設部企画課において処理する。

第八条　この規程に定めるもののほか、委員会の議事の運営その他必要な事項は、委員会が定める。

附　則

1　この規程は、昭和五十二年四月二十六日から施行し、昭和五十二年四月十八日から適用する。

2　この規程施行の際現に改正前の規定による廃棄物処理等専門委員会の委員である者のうち、総長が指名するもの以外のものは、引き続き改正後の第三条の相当規定による委員となるものとする。ただし、その任期は、同条第三項の規定にかかわらず、総長が指名する者については昭和五十三年三月三十一日まで、その他の者については昭和五十四年三月三十一日までとする。

改正　平四・一二・二二達示六〇号、平八・五・一四達示四一号

四一　国際交流委員会規程

〔六〕

達示第三五号
一九七七(昭和五二)年五月二四日

京都大学国際交流委員会規程

第一条　京都大学における国際交流に関する事項を審議するため、京都大学に国際交流委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第二条　委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一　学部及び教養部から教授又は助教授　各一名

二　研究所及びセンターから教授又は助教授　五名

三　附属図書館長

四　その他総長が必要と認める教授又は助教授　若干名

五　事務局長及び学生部長

2　前項第一号、第二号及び第四号の委員は、総長が委嘱する。

3　第一項第一号、第二号及び第四号の委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第三条　委員会に委員長を置き、委員の互選によつて定める。

2　委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

第四条　委員会に必要に応じて小委員会を置くことができる。

2　小委員会には、必要に応じて第二条第一項の委員以外の者を、その委員として加えることができる。

3　前項の規定により小委員会に加えられる委員は、総長が委嘱する。

4　前三項に規定するもののほか、小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

第五条　委員会及び小委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見をきくことができる。

第六条　委員会に関する事務は、庶務部国際主幹において処理する。

第七条　この規程に定めるもののほか、委員会の議事の運営その他必要な事項は、委員会が定める。

附　則

この規程は、昭和五十二年七月一日から施行する。

改正　昭六〇・六・一三達示一一号、平四・一〇・二〇達示三二号、平八・五・一四達示三五号

四二　共通第一次学力試験実施委員会等規程

〔六〕

達示第四〇号
一九七八(昭和五三)年六月二七日

京都大学共通第一次学力試験実施委員会等規程

第一条　共通第一次学力試験の実施に関する業務を行うため、京都大学に、共通第一次学力試験実施委員会(以下「実施委員会」という。)を置く。

第二条　実施委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一　総長

二　学部及び教養部の教授　各一名

三　研究所及びセンターの教授　若干名

四　前二号に掲げるもののほか、総長が必要と認める教授又は助教授　若干名

五　学生部長

2　前項第二号から第四号までの委員は、総長が委嘱する。

3　第一項第二号から第四号までの委員の任期は、一年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第三条　実施委員会に委員長及び副委員長を置く。

2　委員長は総長をもつて充て、副委員長は前条第一項第二号の委員のうちから総長が委嘱する。

3　委員長は、実施委員会の会務を総括する。

4　副委員長は、委員長を補佐し、常務を行い、委員長に事故があるときはその職務を代行する。

第四条　共通第一次学力試験の実施につき京都大学に協力する公立大学と、当該試験の円滑な実施について連絡協議するため、連絡協議会を置く。

2　連絡協議会に関し必要な事項は、前項の公立大学と協議の上、実施委員会の議を経て総長が定める。

第五条　実施委員会及び連絡協議会に関する事務は、学生部入学主幹において処理する。

附　則

1　この規程は、昭和五十三年六月二十七日から施行する。

2　この規程の施行後最初に委嘱する実施委員会の委員の任期は、第二条第三項本文の規定にかかわらず、昭和五十四年三月三十一日までとする。

改正　昭六一・六・一六達示二五号

〔注〕一九八九・六・二七達示第一四号で廃止。

四三　学術情報問題調査検討委員会要項

〔一四〕
総長裁定
一九七九(昭和五四)年一二月四日

学術情報問題調査検討委員会要項

一　全学ネットワークによる図書の所在情報の検索システム及びいわゆる情報検索の学内システムについて調査検討するため、京都大学に学術情報問題調査検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

二　委員会は、附属図書館長、大型計算機センター長、情報処理教育センター長及び総長が委嘱する教授又は助教授若干名をもつて組織する。

三　委員会に委員長を置き、委員会の定めるところにより選定する。

2　委員長は、委員会を招集し、議長となる。

四　委員会に関する事務は、附属図書館総務課において処理する。

五　この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附　則

この要項は、昭和五十四年十二月四日から実施する。

〔注〕一九八四・九・一一総長裁定で廃止。

四四　敷地利用特別委員会要項

〔一四〕
総長裁定
一九七九(昭和五四)年一二月四日

敷地利用特別委員会要項

一　建築委員会に、本学の建築物その他の施設の整備に関する敷地利用の基本計画について調査立案するため、敷地利用特別委員会(以下「特別委員会」という。)を置く。

二　特別委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

(一)　建築委員会の委員(第四号に掲げるものを除く。)　若干名

(二)　特別委員会の所掌事項に関し専門的知識を有する教授又は助教授　若干名

(三)　その他総長が必要と認める教授又は助教授　若干名

(四)　事務局長、学生部長、庶務部長、経理部長及び施設部長

2　前項第一号から第三号までの委員は、建築委員会の議に基づき、建築委員会の委員長が委嘱する。

三　特別委員会に委員長を置き、二第一項第一号の委員の

うちから建築委員会の委員長が指名する。

2　委員長は、特別委員会を招集し、議長となる。

3　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

四　特別委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見をきくことができる。

五　特別委員会は、その調査立案の経過を随時建築委員会に報告するものとする。

六　この要項に定めるもののほか、特別委員会の運営に関し必要な事項は、特別委員会が定める。

附　則

この要項は、昭和五十四年十二月四日から実施する。

改正　平五・三・二五総長裁定、平八・五・二総長裁定

四五　教職教育委員会要項

［一四］

総長裁定

一九八四（昭和五九）年一月三一日

京都大学教職教育委員会要項

第一　京都大学に教職教育委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第二　委員会は、京都大学における教職教育（教育職員免許状授与の所要資格を得させるための課程における教育をいう。以下同じ。）の在り方について調査検討するとともに、必要に応じて、教職教育の実施に関し学部・研究科等相互間の連絡調整を行う。

第三　委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一　教育学部長

二　学部及び教養部の教授　各一名

三　その他総長が必要と認める教授又は助教授　若干名

2　前項第二号及び第三号の委員は、総長が委嘱する。

3　第一項第二号及び第三号の委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。

第四　委員会に委員長を置き、教育学部長をもつて充てる。

2　委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

第五　委員会に必要に応じて小委員会を置くことができる。

2　小委員会には、必要に応じて第三第一項の委員以外の者を、その委員として加えることができる。

3　前項の規定により小委員会に加えられる委員は、総長

が委嘱する。

4　前三項に規定するもののほか、小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

第六　委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。

第七　委員会に幹事を置き、庶務部庶務課長及び教育学部事務長をもつて充てる。

第八　この要項に定めるもののほか、委員会の議事の運営その他必要な事項は、委員会が定める。

附　則

この要項は、昭和五十九年一月三十一日から実施する。

改正　平元・六・二一総長裁定、平四・一〇・一総長裁定、平八・五・三一総長裁定

四六　学術情報システム整備委員会要項

〔一四〕

総長裁定

一九八四(昭和五九)年九月一一日

京都大学学術情報システム整備委員会要項

第一　京都大学に学術情報システム整備委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第二　委員会は、京都大学における全学ネットワークによる学術情報システムの整備に関し必要な事項を審議する。

第三　委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一　学部及び教養部の教授又は助教授　各一名

二　研究所の教授又は助教授　若干名

三　附属図書館長

四　大型計算機センター長

五　情報処理教育センター長

六　事務局長

七　その他総長が必要と認める者　若干名

2　前項第一号、第二号及び第七号の委員は、総長が委嘱する。

3　第一項第一号、第二号及び第七号の委員の任期は二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第四　委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2　委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

第五　委員会に必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2　専門委員会には、第三第一項の委員以外の者を、その委員として加えることができる。

3　前項の規定により専門委員会に加えられる委員は、総長が委嘱する。

4　前三項に規定するもののほか、専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

第六　委員会に幹事を置き、経理部情報処理課長、施設部企画課長、附属図書館総務課長及び大型計算機センター事務長をもつて充てる。

第七　この要項に定めるもののほか、委員会の議事の運営その他必要な事項は、委員会が定める。

附　則

1　この要項は、昭和五十九年九月十一日から実施する。

2　学術情報問題調査検討委員会要項(昭和五十四年十二月四日総長裁定)は、廃止する。

改正　平四・一〇・一総長裁定、平八・五・一総長裁定、一二・四総長裁定、平九・三・一九総長裁定、七・七総長裁定

四七　将来計画検討委員会要項　〔一四〕

総長裁定
一九八四(昭和五九)年九月二五日

京都大学将来計画検討委員会要項

第一　性格

総長の諮問機関とする。

第二　任務

二十一世紀を展望した京都大学の在り方及びそれに即した施設の整備について調査審議する。

第三　組織

1　委員会は、次に掲げる委員で組織する。

一　各学部長及び教養部長

二　研究所長　若干名

三　学部、教養部及び研究所の教授　若干名

四　附属図書館長

五　医学部附属病院長

六　その他総長が必要と認める者　若干名

七　事務局長及び学生部長

2　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によつて定める。

委員長は会務を掌理し、副委員長は委員長を補佐し、

及び委員長に事故があるときはその職務を代行する。

3　委員会に必要に応じて小委員会を置くことができる。小委員会には、必要に応じて第一項の委員以外の者を、その委員として加えることができる。

4　第一項第二号、第三号及び第六号の委員並びに前項の規定により小委員会に加えられる委員は、総長が委嘱する。

第四　運営

委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

第五　庶務

委員会の庶務は、事務局において処理する。

附　則

この要項は、昭和五十九年九月二十五日から実施する。

四八　教養部にかかわる大学院問題検討委員会要項　〔一四〕

総長裁定
一九八四(昭和五九)年一〇月九日

教養部にかかわる大学院問題検討委員会要項

一　任務

大学院の充実を図るとともに教養課程の改善に資するため、新研究科構想等の教養部にかかわる大学院問題を全学的観点から調査検討する。

二　組織

1　委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

(一)　各学部の教授　一名

(二)　教養部の教授　三名

(三)　研究所及びセンターの教授　五名

(四)　その他総長が必要と認める教授　若干名

2　委員は総長が委嘱する。

3　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によつて定める。

4　委員会に必要に応じて小委員会を置くことができる。

三　運営

委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

四　事務

委員会に関する事務は、庶務部庶務課において処理する。

附　則

この要項は、昭和五十九年十月九日から実施する。

〔注〕一九八七・三・三〇総長裁定で廃止。

四九　教養部にかかわる構想検討委員会要項

〔一四〕
総長裁定
一九八七(昭和六二)年三月三〇日

教養部にかかわる構想検討委員会要項

一　任務

本学の教養課程の改善及び大学院の充実に資するため、教養課程並びに教養部にかかわる学部・研究科構想について全学的観点から調査検討する。

二　組織

1　委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

(一)　各学部の教授　一名

(二)　教養部の教授　三名

(三)　研究所及びセンターの教授　五名

(四)　その他総長が必要と認める教授　若干名

2　委員は総長が委嘱する。

3　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によつて定める。

4　委員会に必要に応じて小委員会を置くことができる。

三　運営

委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

四　事務

委員会に関する事務は、庶務部庶務課において処理する。

附　則

1　この要項は、昭和六十二年四月一日から実施する。

2　教養部にかかわる大学院問題検討委員会要項(昭和五十九年十月九日総長裁定)は、廃止する。

〔注〕一九九一・七・九総長裁定で廃止。

五〇　動物実験指針検討委員会要項

〔一四〕
総長裁定
一九八七(昭和六二)年七月一四日

京都大学動物実験指針検討委員会要項

第一　京都大学に動物実験指針検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第二　委員会は、京都大学における適切な動物実験の実施について調査検討を行い、必要な指針を策定する。

第三　委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一　実験動物を取り扱う部局の教授、助教授又は講師　若干名

二　その他総長が必要と認める教授、助教授又は講師　若干名

2　前項の委員は、総長が委嘱する。

第四　委員会に委員長を置き、委員の互選によつて定める。

2　委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

第五　委員会に必要に応じて小委員会を置くことができる。

2　小委員会には、必要に応じて第三第一項の委員以外の者を、その委員として加えることができる。

3　前項の規定により小委員会に加えられる委員は、総長が委嘱する。

4　前三項に規定するもののほか、小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

第六　委員会に関する事務は、庶務部庶務課において処理する。

第七　この要項に定めるもののほか、委員会の議事の運営その他必要な事項は、委員会が定める。

附　則

この要項は、昭和六十二年七月十四日から実施する。

（注）一九八八・六・二八総長裁定で廃止。

五一　動物実験委員会要項

［一四］
総長裁定
一九八八（昭和六三）年六月二八日

京都大学動物実験委員会要項

第一　京都大学に動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第二　委員会は、動物実験の計画の立案並びに実施に際し、動物実験者から京都大学動物実験に関する指針（昭和六十三年六月二十四日総長裁定）三及び六に基づく申請があつたとき、助言等を行う。

2　委員会は、前項の助言等のために必要な調査検討を行うことができる。

第三　委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一　実験動物を取り扱う部局の教授又は助教授　若干名

二　前号以外の部局の教授又は助教授　若干名

三　その他総長が必要と認める者　若干名

2　委員は、総長が委嘱する。

3　委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、

補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第四　委員会に委員長を置き、委員の互選によって選出する。

2　委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

第五　委員会に必要に応じて小委員会を置くことができる。

2　小委員会には、必要に応じて第三第一項の委員以外の者を、その委員として加えることができる。

3　前項の規定により小委員会に加えられる委員は、総長が委嘱する。

4　前三項に規定するもののほか、小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

第六　委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させて説明又は意見を聴くことができる。

第七　委員会に関する事務は、庶務部庶務課において処理する。

第八　この要項に定めるもののほか、委員会の議事の運営その他必要な事項は、委員会が定める。

附　則

1　この要項は、昭和六十三年六月二十八日から実施する。

2　京都大学動物実験指針検討委員会要項(昭和六十二年七月十四日総長裁定)は、廃止する。

五二　後援会助成事業検討委員会規程

〔六〕

達示第三九号
一九八八(昭和六三)年一一月二二日

京都大学後援会助成事業検討委員会規程

第一条　京都大学に、財団法人京都大学後援会から助成を受ける事業について検討するため、助成事業検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第二条　委員会は、次に掲げる事項を審議する。

一　実施事業の計画、募集及び採択に関する事項

二　その他実施事業に関し必要な事項

第三条　委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一　総長

二　各学部長及び教養部長

三　各研究所長

四　その他総長が必要と認める教授　若干名

五　事務局長

2　前項第四号の委員は、総長が委嘱する。

第四条　委員会に委員長を置き、総長をもつて充てる。

2　委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

第五条　委員会に必要に応じて小委員会を置くことができる。

2　小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

第六条　委員会は、委員の過半数が出席しなければ開会することができない。

2　委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。

第七条　委員会に関する事務は、事務局庶務部において処理する。

第八条　この規程に定めるもののほか、委員会の議事の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附　則

1　この規程は、昭和六十三年十一月二十二日から施行する。

2　京都大学創立七十周年記念後援会助成金選考委員会規程(昭和四十九年達示第二十四号)は廃止する。

改正　平四・一〇・二〇達示三五号、平五・三・九達示一六号、平八・五・一四達示四二号

五三　教務事務電算管理運営委員会要項

[一四]
総長裁定
一九八九(平成元)年一月二五日

京都大学教務事務電算管理運営委員会要項

第一　電子計算機による教務事務の処理に関し、教務事務電算化のための基本方針(平成元年一月二十四日総長裁定)にのっとり、各学部及び教養部に共通する処理システム(以下「共通システム」という。)の適正な管理・運営を図るため、京都大学に教務事務電算管理運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第二　委員会は、次に掲げる事項を審議する。

一　共通システムの管理・運営に関すること。

二　共通システムに係る重要データの管理方法に関すること。

三　成績情報の保護に関すること。

四　その他共通システムに関する重要事項

第三　委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一　各学部の教授又は助教授各一名
二　教養部の教授又は助教授一名
三　経理部長及び学生部次長

2　前項第一号及び第二号の委員は、総長が委嘱する。

3　第一項第一号及び第二号の委員の任期は、一年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第四　委員会に委員長を置き、第三第一項第一号及び第二号の委員の互選によって定める。

2　委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

第五　委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。

第六　委員会に関する事務は、学生部入試課において処理する。

第七　この要項に定めるもののほか、委員会の議事の運営その他必要な事項は、委員会が定める。

附　則

1　この要項は、平成元年一月二十五日から実施する。

2　この要項実施後、最初に委嘱する委員の任期は、第三項本文の規定にかかわらず、平成元年三月三十一日までとする。

改正　平四・一〇・一総長裁定、平五・三・二五総長裁定、平九・三・二七総長裁定

五四　創立百周年記念事業委員会要項

［一四］
総長裁定
一九八九(平成元)年五月一六日

京都大学創立百周年記念事業委員会要項

第一　京都大学創立百周年を記念する事業を企画立案し、及び実施するため、京都大学創立百周年記念事業委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第二　委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一　総長
二　各学部長及び教養部長
三　各研究所長
四　各センター長及び遺伝子実験施設長
五　医学部附属病院長、農学部附属農場長及び農学部附属演習林長
六　附属図書館長

七　医療技術短期大学部主事
八　事務局長及び学生部長

第三　委員会に委員長を置き、総長をもって充てる。
2　委員長は、委員会を招集し、議長となる。
3　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

第四　委員会に幹事会を置く。
2　幹事会は、委員のうちから委員会の議に基づき総長が委嘱する幹事若干名で組織する。

第五　委員会に必要に応じて小委員会を置くことができる。
2　小委員会には、必要に応じて第二の委員以外の者を、その委員として加えることができる。
3　前項の規定により小委員会に加えられる委員は、総長が委嘱する。
4　前三項に規定するもののほか、小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

第六　委員会に関する事務は、庶務部庶務課において処理する。

第七　この要項に定めるもののほか、委員会の議事の運営その他必要な事項は、委員会が定める。

附　則

この要項は、平成元年五月十六日から実施する。

五五　大学入試センター試験実施委員会規程

〔六〕

達示第一四号
一九八九(平成元)年六月二七日

京都大学大学入試センター試験実施委員会規程

第一条　大学入試センター試験の実施に関する業務を行うため、京都大学に、大学入試センター試験実施委員会(以下「実施委員会」という。)を置く。

第二条　実施委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
一　総長
二　学部及び教養部の教授　各一名
三　研究所及びセンターの教授　若干名
四　前二号に掲げるもののほか、総長が必要と認める教授又は助教授　若干名
五　学生部長
2　前項第二号から第四号までの委員は、総長が委嘱する。
3　第一項第二号から第四号までの委員の任期は、一年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第三条　実施委員会に委員長及び副委員長を置く。

2　委員長は総長をもって充て、副委員長は前条第一項第二号の委員のうちから総長が委嘱する。

3　委員長は、実施委員会の会務を総括する。

4　副委員長は、委員長を補佐し、常務を行い、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

第四条　実施委員会に関する事務は、学生部入試課において処理する。

附　則

1　この規程は、平成元年六月二十七日から施行する。

2　この規程の施行後最初に委嘱する委員の任期は、第二条第三項本文の規定にかかわらず、平成二年三月三十一日までとする。

3　京都大学共通第一次学力試験実施委員会等規程(昭和五十三年達示第四十号)は、廃止する。

改正　平四・一〇・二〇達示三一号

五六　百年史編集委員会要項

〔一四〕

総長裁定

一九九〇(平成二)年九月一一日

京都大学百年史編集委員会要項

一　京都大学創立百周年記念事業委員会に、京都大学百年史(以下「百年史」という。)の構成及び内容に関する基本的計画の立案その他編集の総括を行うため、京都大学百年史編集委員会(以下「編集委員会」という。)を置く。

二　編集委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

(一)　京都大学創立百周年記念事業委員会の委員　若干名

(二)　各部局の教官　各一名

(三)　その他総長が必要と認める教官　若干名

2　前項第一号の委員は、京都大学創立百周年記念事業委員会の委員長が委嘱し、前項第二号及び第三号の委員は、総長が委嘱する。

三　編集委員会に委員長及び副委員長を置く。

2　委員長は、二の第一号の委員のうちから、京都大学創立百周年記念事業委員会の委員長が指名する。

3　副委員長は、委員の互選によって定める。

4　委員長は、編集委員会を招集し、議長となる。

5　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があると

きは、その職務を代行する。

四　編集委員会に編集主任を置く。

2　編集主任は、委員長の命を受け、百年史編集の総括を行う。

3　編集委員会に専門委員若干名を置く。

4　専門委員は、百年史編集上の諸業務について編集主任を助ける。

5　編集主任及び専門委員は、二の第三号の委員のうちから委員長が指名する。

五　編集委員会に、委員長及び副委員長並びに編集主任、専門委員及び二の第二号の委員のうちから委員長の指名する委員若干名で組織する実行委員会を置く。

六　編集委員会は、必要のある場合には、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

七　編集委員会に関する事務は、附属図書館総務課において処理する。

八　この要項に定めるもののほか、編集委員会に関し必要な事項は、編集委員会が定める。

附　則

この要項は、平成二年九月十一日から実施する。

五七　創立百周年記念施設建設委員会要項

［一四］

総長裁定

一九九一（平成三）年五月二八日

京都大学創立百周年記念施設建設委員会要項

一　京都大学創立百周年記念事業委員会に、京都大学創立百周年を記念して建設される施設について、その基本計画を立案するため、京都大学創立百周年記念施設建設委員会（以下「建設委員会」という。）を置く。

二　建設委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

(一)　京都大学創立百周年記念事業委員会の委員（第三号に掲げる者を除く。）　若干名

(二)　総長が必要と認める教授又は助教授　若干名

(三)　事務局長及び学生部長

(四)　庶務部長、経理部長及び施設部長

2　前項第一号の委員は、京都大学創立百周年記念事業委員会の委員長が委嘱し、同項第二号の委員は、総長が委嘱する。

三　建設委員会に委員長を置き、二第一項第一号及び第二号の委員のうちから、京都大学創立百周年記念事業委員会の委員長が指名する。

2　委員長は、建設委員会を招集し、議長となる。

3　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

四　建設委員会に必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2　専門委員会には、二第一項の委員以外の者を、その委員として加えることができる。

3　前項の規定により専門委員会に加えられる委員は、総長が委嘱する。

五　建設委員会及び専門委員会は、必要のある場合には、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

六　建設委員会に関する事務は、関係部局の協力を得て、施設部企画課において処理する。

七　この要項に定めるもののほか、建設委員会に関し必要な事項は、建設委員会が定める。

附　則

この要項は、平成三年五月二十八日から実施する。

五八　教育課程等特別委員会要項

［一四］
総長裁定
一九九一（平成三）年七月二二日

京都大学教育課程等特別委員会要項

第一　京都大学における教育課程の在り方等教育の高度化、及び大学設置基準等の改正に関連する諸問題について検討するため、京都大学に教育課程等特別委員会（以下「特別委員会」という。）を置く。

第二　特別委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一　各学部及び教養部の教授又は助教授　若干名

二　その他総長が必要と認める教授又は助教授　若干名

2　委員は、総長が委嘱する。

第三　特別委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2　委員長は、特別委員会を招集し、議長となる。

3　副委員長は、委員長を補佐し、及び委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

第四　特別委員会に必要に応じて専門部会を置くことができる。

2　専門部会には、第二の委員以外の者を、その委員として加えることができる。

3　前項の規定により専門部会に加えられる委員は、総長が委嘱する。

4　前三項に規定するもののほか、専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、特別委員会が定める。

第五　特別委員会に関する事務は、事務局庶務部において処理する。

第六　この要項に定めるもののほか、特別委員会の議事その他運営に関し必要な事項は、特別委員会が定める。

附　則

この要項は、平成三年七月九日から実施する。

〔注〕一九九二・一二・一総長裁定で廃止。

五九　保健診療所の在り方検討委員会要項

〔一四〕

一九九二(平成四)年六月二日　総長裁定

京都大学保健診療所の在り方検討委員会要項

第一　京都大学保健診療所の基本的な在り方について検討するため、京都大学に保健診療所の在り方検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第二　委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一　医学部長及び医学部附属病院長

二　保健管理センターの所長及び保健診療所長

三　京都大学保健衛生委員会の委員長が推薦する委員若干名

四　事務局長及び学生部長

2　前項第三号の委員は、総長が委嘱する。

第三　委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2　委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

第四　委員会は、必要のある場合は、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

第五　委員会に関する事務は、庶務部庶務課において処理する。

第六　この要項に定めるもののほか、委員会の議事の運営その他必要な事項は、委員会が定める。

附　則

この要項は、平成四年六月二日から実施する。

六〇　核燃料物質管理委員会規程

〔六〕

達示第一九号
一九九二(平成四)年六月三〇日

京都大学核燃料物質管理委員会規程

第一条　京都大学に核燃料物質管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第二条　委員会は、核燃料物質の使用及び計量管理に関し必要な事項を調査、審議し、及び必要に応じて関係各部局間の連絡調整を行う。

第三条　委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一　核燃料物質を使用する部局の長

二　核燃料物質を使用する部局の教授又は助教授　若干名

三　庶務部長、経理部長及び施設部長

2　前項第二号の委員は、総長が委嘱する。

第四条　委員会に委員長を置き、委員の互選によって選出する。

2　委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

第五条　委員会に、第二条に掲げる事項のうち、京都大学研究用原子炉(以下「KUR」という。)及び京都大学臨界集合体実験装置(以下「KUCA」という。)の運転に使用する核燃料物質に関する事項を分担する原子炉用燃料管理小委員会(以下「炉燃料小委員会」という。)並びにKUR及びKUCAの運転に使用する核燃料物質以外の核燃料物質に関する事項を分担する研究用核燃料管理小委員会(以下「研究用核燃小委員会」という。)を置く。

2　炉燃料小委員会及び研究用核燃小委員会には、必要に応じて第三条第一項の委員以外の者を、その委員として加えることができる。

3　前項の規定により炉燃料小委員会又は研究用核燃小委員会に加えられる委員は、総長が委嘱する。

4　前三項に規定するもののほか、炉燃料小委員会及び研究用核燃小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

第六条　委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させて説明又は意見を聴くことができる。

第七条　委員会に関する事務は、庶務部研究協力課において処理する。

第八条　この規程に定めるもののほか、委員会の議事の運営その他必要な事項は、委員会が定める。

附　則

この規程は、平成四年六月三十日から施行する。

六一　教育課程委員会規程

〔六〕

達示第五一号

一九九二(平成四)年一一月一〇日

京都大学教育課程委員会規程

第一条　京都大学における高度一般教育を、総合人間学部を実施責任部局として全学的協力のもとに円滑に行うため、京都大学教育課程委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第二条　委員会は、京都大学における全学共通科目をめぐる全学的企画・調整・運営を行うものとする。

第三条　委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一　総長

二　各学部長

三　学部の教授又は助教授　各一名

四　大学院人間・環境学研究科長

五　大学院人間・環境学研究科の教授又は助教授　一名

六　研究所長及びセンター長　若干名

七　研究所及びセンターの教授又は助教授　若干名

八　その他総長が必要と認める者　若干名

2　前項第三号及び第五号から第八号までの委員は、総長が委嘱する。

第四条　委員会に委員長一名及び副委員長若干名を置く。

2　委員長は総長をもって充て、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

3　委員長は、委員会を招集し、議長となる。

4　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する副委員長が、その職務を代行する。

第五条　委員会に必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2　専門委員会には、必要に応じて第三条第一項の委員以外の者を、その委員として加えることができる。

3　前項の規定により専門委員会に加えられる委員は、総長が委嘱する。

4　専門委員会の委員長は、委員会の副委員長をもって充てる。

5　専門委員会に必要に応じて専門部会を置くことができる。

6　前各項に規定するもののほか、専門委員会及び専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

第六条　委員会、専門委員会及び専門部会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。

第七条　委員会に関する事務は、事務局庶務部及び総合人間学部・人間・環境学研究科事務部において処理する。

第八条　この規程に定めるもののほか、委員会の議事その他運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附　則

この規程は、平成四年十一月十日から施行する。

改正　平七・五・一六達示二二号、平八・五・一四達示三三号

六二　自己点検・評価実施準備委員会規程　［六］

達示第五二号
一九九二(平成四)年一一月一〇日

京都大学自己点検・評価実施準備委員会規程

第一条　京都大学教育課程等特別委員会の報告に基づき、京都大学における自己点検・評価の実施準備のため、京都大学に自己点検・評価実施準備委員会(以下「準備委員会」という。)を置く。

第二条　準備委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

一　自己点検・評価の実施体制に関すること。
二　全学的委員会の任務に関すること。
三　全学的委員会の組織に関すること。
四　自己点検・評価の実施に関し、各部局との組織的連絡調整に関すること。
五　自己点検・評価実施規程の作成に関すること。
六　その他自己点検・評価の実施に関し必要なこと。

第三条　準備委員会の委員は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一　学部の教授　各一名
二　大学院人間・環境学研究科の教授　一名
三　研究所及びセンターの教授　各一名
四　医学部附属病院の診療科長又は中央診療施設の部長　一名
五　その他総長が必要と認める者　若干名
六　事務局長及び学生部長

2　前項第一号から第五号までの委員は、総長が委嘱する。

第四条　準備委員会に委員長を置き、委員の互選によって

定める。

2　委員長は、準備委員会を招集し、議長となる。

3　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

第五条　準備委員会に必要に応じて小委員会を置くことができる。

2　小委員会には、必要に応じて第三条第一項の委員以外の者を、その委員として加えることができる。

3　前項の規定により小委員会に加えられる委員は、総長が委嘱する。

4　前三項に規定するもののほか、小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、準備委員会が定める。

第六条　準備委員会に幹事を置き、庶務部長、経理部長、施設部長及び学生部次長をもって充てる。

第七条　準備委員会及び小委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。

第八条　準備委員会に関する事務は、事務局庶務部において処理する。

第九条　この規程に定めるもののほか、準備委員会の議事その他運営に関し必要な事項は、準備委員会が定める。

附　則

この規程は、平成四年十一月十日から施行する。

〔注〕一九九三・二・二三達示第一〇号で廃止。

六三　将来構想検討委員会規程

〔六〕

達示第九号

一九九三(平成五)年二月二三日

京都大学将来構想検討委員会規程

第一条　京都大学に将来構想検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第二条　委員会は、京都大学の将来構想に関し必要な事項について調査審議する。

第三条　委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一　総長

二　各学部長

三　大学院人間・環境学研究科長

四　研究所長　若干名

五　センター長　若干名

六　医学部附属病院長

七　事務局長及び学生部長
八　その他総長が必要と認める者　若干名

2　前項第四号、第五号及び第八号の委員は、総長が委嘱する。

第四条　委員会に委員長一名及び副委員長若干名を置く。

2　委員会の委員長は総長をもって充て、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

3　委員会の委員長は、委員会を招集し、議長となる。

4　委員会の副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する副委員長が、その職務を代行する。

第五条　委員会に企画小委員会を置く。

2　企画小委員会は、京都大学の将来構想にかかわる基本計画の企画及び立案を行う。

3　企画小委員会の委員は、第三条第一項の委員のうちから委員会の委員長が指名する者及び京都大学の教授又は助教授のうちから総長が委嘱する者で組織する。

4　企画小委員会に委員長を置き、第三条第一項の委員のうちから総長が指名する。

5　企画小委員会の委員長の任期は、二年とする。

6　前各項に規定するもののほか、企画小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

第六条　特定の専門の事項を調査審議するため、委員会に必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2　専門委員会には、必要に応じて第三条第一項の委員以外の者を、その委員として加えることができる。

3　前項の規定により専門委員会に加えられる委員は、総長が委嘱する。

4　専門委員会に委員長を置き、委員会の副委員長のうちから委員会の委員長が指名する。

5　前各項に規定するもののほか、専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

第七条　委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させて説明又は意見を聴くことができる。

第八条　委員会に幹事を置き、庶務部長、経理部長、施設部長及び学生部次長をもって充てる。

第九条　委員会に関する事務は、関係部局等の協力を得て、庶務部庶務課において処理する。

第十条　この規程に定めるもののほか、委員会の議事の運営その他必要な事項は、委員会が定める。

附　則

1　この規程は、平成五年二月二十三日から施行する。

2　京都大学総合研究会議規程(昭和二十七年達示第十五号)は、廃止する。

改正　平七・五・一六達示二二号、平八・五・一四達示二九号

六四　自己点検・評価実施規程

〔六〇〕

達示第一〇号
一九九三(平成五)年一二月一三日

京都大学自己点検・評価実施規程

(趣旨)

第一条　この規程は、京都大学(以下「本学」という。)の教育研究水準の向上を図り、かつ、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学の教育研究活動等の状況について行う自己点検・評価の実施に関し必要な事項を定める。

(全学委員会の設置)

第二条　本学の自己点検・評価を実施するため、本学に自己点検・評価委員会(以下「全学委員会」という。)を置く。

(全学委員会の任務)

第三条　全学委員会は、次の各号に掲げる事項をつかさどる。

一　本学の自己点検・評価の基本方針及び実施に関すること。

二　本学の自己点検・評価の事項及び項目に関すること。

三　本学の自己点検・評価の報告書の作成及び公表に関すること。

(全学委員会の組織)

第四条　全学委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一　総長

二　各学部長

三　大学院人間・環境学研究科長

四　各研究所長

五　各センター長

六　医学部附属病院長、農学部附属農場長及び農学部附属演習林長

七　保健診療所長

八　附属図書館長

九　事務局長及び学生部長

十　その他総長が必要と認める者　若干名

2　前項第十号の委員は、総長が委嘱する。

3　第一項第十号の委員の任期は、二年とし、再任を妨げ

ない。

（全学委員会の委員長等）

第五条　全学委員会に委員長及び副委員長を置く。

2　委員長は総長をもって充て、副委員長は前条第一項第二号から第八号まで及び第十号の委員のうちから委員長が指名する。

3　委員長は、全学委員会を招集し、議長となる。

4　副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

（全学委員会の議事）

第六条　全学委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開会することができない。

2　全学委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

3　前二項に規定するもののほか、全学委員会の議事の運営に関し必要な事項は、全学委員会が定める。

（実行委員会の設置）

第七条　全学委員会の下に、本学の自己点検・評価を実施するため、自己点検・評価実行委員会（以下「実行委員会」という。）を置く。

（実行委員会の任務）

第八条　実行委員会は、次の各号に掲げる事項について、自己点検・評価を実施し、報告書案を作成するものとする。

一　本学の理念及び目標に関すること。
二　教育活動に関すること。
三　研究活動に関すること。
四　診療活動に関すること。
五　教員組織に関すること。
六　管理運営に関すること。
七　財政に関すること。
八　施設設備に関すること。
九　学術情報に関すること。
十　国際交流に関すること。
十一　社会との連携に関すること。
十二　その他全学委員会が必要と認める事項

2　前項各号に掲げる事項に係る点検・評価項目については、全学委員会が別に定める。

（実行委員会の組織）

第九条　実行委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一　全学委員会の副委員長
二　学部の教授又は助教授　各一名

三　大学院人間・環境学研究科の教授又は助教授　一名
四　研究所の教授又は助教授　各一名
五　生体医療工学研究センター、生態学研究センター及び東南アジア研究センターの教授又は助教授　各一名
六　医学部附属病院の教授又は助教授(同病院に勤務する医学部の教授及び助教授を含む。)　一名
七　庶務部長、経理部長、施設部長、学生部次長、附属図書館事務部長及び医学部附属病院事務部長
八　その他総長が必要と認める者　若干名

2　前項第二号から第六号まで及び第八号の委員は、総長が委嘱する。

3　第一項第二号から第六号まで及び第八号の委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(実行委員会の委員長)

第十条　実行委員会に委員長を置き、前条第一項第一号の委員をもって充てる。

2　委員長は、実行委員会を招集し、議長となる。

3　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(実行委員会の議事)

第十一条　実行委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開会することができない。

2　実行委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

3　前二項に規定するもののほか、実行委員会の議事の運営に関し必要な事項は、実行委員会が定める。

(実施部局)

第十二条　自己点検・評価を実施する部局(以下「実施部局」という。)は、次のとおりとする。

一　学部
二　大学院研究科
三　研究所及びセンター
四　医学部附属病院、農学部附属農場及び農学部附属演習林
五　保健診療所

2　前項第一号の学部及び同項第二号の大学院研究科が適当と認める場合は、一の実施部局として取り扱うことができる。

(部局委員会の設置)

第十三条　各実施部局に、当該部局の自己点検・評価を実施するため、部局自己点検・評価委員会(以下「部局委員

会」という。)を置く。

(部局委員会の任務)

第十四条　部局委員会は、次の各号に掲げる事項について、自己点検・評価を実施し、全学委員会に報告するものとする。

一　当該部局の理念及び目標に関すること。

二　当該部局に関する第八条第一項第二号から第十二号に定める事項及び同条第二項に定める項目

三　その他部局委員会が必要と認める事項

2　部局委員会の組織は、当該部局の長が定める。

3　部局委員会の運営に関し必要な事項は、部局委員会が定める。

4　部局委員会は、本学の自己点検・評価の実施に協力するものとする。

(調査会の設置)

第十五条　本学の自己点検・評価が円滑に実施されているか否かについて調査を行うため、自己点検・評価調査会(以下「調査会」という。)を置く。

2　調査会は、調査の結果に基づき、必要な提言を行う。

(調査会の組織等)

第十六条　調査会は、次の各号に掲げる調査会員で組織する。

一　評議会の評議員　若干名

二　その他総長が必要と認める者　若干名

2　前項の調査会員は、総長が委嘱する。

3　第一項第二号の調査会員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の調査会員の任期は、前任者の残任期間とする。

4　調査会に会長を置き、調査会員のうちから総長が指名する。

5　会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する調査会員がその職務を代行する。

6　前各項に規定するもののほか、調査会の運営に関し必要な事項は、調査会が定める。

(点検・評価の実施)

第十七条　自己点検・評価は、毎年度実施する。

(結果の公表)

第十八条　全学委員会は、本学の自己点検・評価の結果を取りまとめ、報告書を定期的に公表するものとする。

2　部局委員会は、当該部局の自己点検・評価の結果について、公表することができる。

(点検・評価結果の対応)

第十九条　総長及び部局の長は、自己点検・評価の結果に基づき、改善等が必要なものについては、これに努めるものとする。

（庶務）

第二十条　全学委員会、実行委員会及び調査会の庶務は、事務局庶務部において処理する。

（雑則）

第二十一条　この規程に定めるもののほか、本学の自己点検・評価の実施に関し必要な事項は、全学委員会が定める。

附　則

1　この規程は、平成五年二月二十三日から施行する。

2　この規程の施行後最初に委嘱する第九条第一項第二号から第六号まで及び第八号の委員の任期は、同条第三項本文の規定にかかわらず、平成七年三月三十一日までとする。

3　京都大学自己点検・評価実施準備委員会規程（平成四年達示第五十二号）は、廃止する。

改正　平八・五・一四達示二八号

六五　新キャンパス委員会規程

［六］

達示第四号
一九九四（平成六）年三月二九日

京都大学新キャンパス委員会規程

第一条　京都大学に新キャンパス委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第二条　委員会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

一　新キャンパスの確保及びこれに伴う現有キャンパスの整理に関すること。

二　新キャンパス利用の基本計画策定に関すること。

第三条　委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一　各学部長

二　大学院人間・環境学研究科長

三　研究所長　若干名

四　センター長　若干名

五　学部、大学院人間・環境学研究科、研究所及びセンターの教授　若干名

六　附属図書館長

七　医学部附属病院長

八　建築委員会の推薦する者　若干名

九　将来構想検討委員会の推薦する者　若干名

十　事務局長及び学生部長
十一　その他総長が必要と認める者　若干名

2　前項第三号から第五号まで、第八号、第九号及び第十一号の委員は、総長が委嘱する。

3　第一項第三号から第五号まで、第八号、第九号及び第十一号の委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第四条　委員会に委員長一名及び副委員長若干名を置く。

2　委員長は委員の互選によって選出し、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

3　委員長は、委員会を招集し、議長となる。

4　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する副委員長が、その職務を代行する。

第五条　委員会に必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2　専門委員会には、必要に応じて第三条第一項の委員以外の者を、その委員として加えることができる。

3　前項の規定により専門委員会に加えられる委員は、総長が委嘱する。

4　専門委員会に委員長を置き、委員会の副委員長のうちから委員会の委員長が指名する。

5　前各項に規定するもののほか、専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

第六条　委員会及び専門委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。

第七条　委員会に幹事を置き、庶務部長、経理部長、施設部長及び学生部次長をもって充てる。

第八条　委員会に関する事務は、庶務部庶務課において処理する。

第九条　この規程に定めるもののほか、委員会の議事の運営その他必要な事項は、委員会が定める。

附　則

この規程は、平成六年三月二十九日から施行する。

改正　平八・五・一四達示三〇号、平九・六・二四達示四三号

六六　創立百周年記念事業支援委員会要項

［一四］

総長裁定
一九九四（平成六）年四月一二日

京都大学創立百周年記念事業支援委員会要項

第一　財団法人京都大学後援会が行う京都大学の創立百周年記念事業募金を支援するため、京都大学創立百周年記念事業支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第二　委員会は、総長、各部局長、総長が指名する者若干名、事務局長及び学生部長で組織する。

2　委員会に委員長を置き、総長をもって充てる。

3　委員会に委員長代理を若干名置き、委員長が指名する。

4　委員会に幹事会を置き、事務局の各部長、学生部次長、事務部長及び事務長で組織する。

第三　委員会に部会を置く。

2　部会は、委員会委員のほか総長の指名する者で組織する。

3　部会に部会長を置き、委員長が指名する。

第四　この要項に定めるもののほか、委員会の運営その他必要なことは別に定める。

附　則

この要項は、平成六年四月十二日から実施する。

六七　創立百周年記念式典・シンポジウム委員会要項

［一四］

総長裁定
一九九五（平成七）年四月一八日

京都大学創立百周年記念式典・シンポジウム委員会要項

一　京都大学創立百周年記念事業委員会に、京都大学創立百周年を記念して行う式典等の行事及びシンポジウムを企画・立案し、及び実施するため、京都大学創立百周年記念式典・シンポジウム委員会（以下「式典・シンポジウム委員会」という。）を置く。

二　式典・シンポジウム委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

(一)　京都大学創立百周年記念事業委員会の委員（第三号に掲げる者を除く。）　若干名

(二)　総長が必要と認める教授　若干名

(三)　事務局長及び学生部長

2　前項第一号の委員は、京都大学創立百周年記念事業委員会の委員長が委嘱し、同項第二号の委員は、総長が委嘱する。

三　式典・シンポジウム委員会に委員長を置き、二第一項

第一号及び第二号の委員のうちから、京都大学創立百周年記念事業委員会の委員長が指名する。

2　委員長は、式典・シンポジウム委員会を招集し、議長となる。

3　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

四　式典・シンポジウム委員会に必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2　専門委員会には、二第一項の委員以外の者を、その委員として加えることができる。

3　前項の規定により専門委員会に加えられる委員は、総長が委嘱する。

五　式典・シンポジウム委員会及び専門委員会は、必要のある場合には、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

六　式典・シンポジウム委員会に関する事務は、庶務部庶務課において処理する。

七　この要項に定めるもののほか、式典・シンポジウム委員会に関し必要な事項は、式典・シンポジウム委員会が定める。

附　則

この要項は、平成七年四月十八日から実施する。

六八　百年史編集史料室要項

［一四］
総長裁定
一九九五(平成七)年九月一二日

京都大学百年史編集史料室要項

一　京都大学百年史編集委員会(以下「編集委員会」という。)に、京都大学百年史編集史料室(以下「編集史料室」という。)を置く。

二　編集史料室は、次の各号に掲げる業務(各部局で行うものを除く。)を行う。

(一)　執筆及び編集に関すること。

(二)　史料の収集、整理及び保存に関すること。

(三)　各部局間の連絡調整に関すること。

(四)　その他必要な業務

三　編集史料室は、次の各号に掲げる室員で組織する。

(一)　編集委員会の委員　若干名

(二)　附属図書館の職員　若干名

2　前項第一号の室員は、編集委員会の委員長が指名し、同項第二号の室員は、総長が委嘱する。

四　編集史料室に室長を置き、編集委員会の委員長をもって充てる。

2　室長は、編集史料室の業務を総括する。

五　この要項に定めるもののほか、編集史料室の運営に関して必要な事項は、編集委員会が定める。

附　則

この要項は、平成七年九月十二日から実施する。

六九　広報委員会規程

達示第三五号
一九九七(平成九)年四月八日
[六]

京都大学広報委員会規程

第一条　京都大学における広報に関する基本的事項について審議し、及び「京大広報」の編集、発行その他の広報活動を行うため、京都大学広報委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第二条　委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一　部局長　若干名

二　本学の専任の教授又は助教授　若干名

三　学生部長

四　事務局長

2　前項第一号及び第二号の委員は、総長が委嘱する。

3　第一項第二号の委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第三条　委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2　委員長は、前条第一項第一号の委員のうちから、総長が指名し、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

3　委員長は、委員会を招集し、議長となる。

4　委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

第四条　委員会に、「京大広報」の編集及び発行を行うため、編集委員会を置く。

2　編集委員会は、第二条第一項第二号及び第三号の委員で組織する。

3　編集委員会の委員長は、委員会の副委員長をもって充てる。

4　第一項に規定するもののほか、委員会に必要に応じて専門委員会を置くことができる。

5　前項の専門委員会には、必要に応じて第二条第一項の

委員以外の者を、その委員として加えることができる。

6　前項の規定により専門委員会に加えられる委員は、総長が委嘱する。

7　前各項に規定するもののほか、専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

第五条　委員会及び専門委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。

第六条　委員会に関する庶務は、庶務部広報調査課において処理する。

第七条　この規程に定めるもののほか、委員会の議事その他運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附　則

1　この規程は、平成九年四月八日から施行する。

2　この規程の施行後最初に委嘱する第二条第一項第二号の委員の任期は、同条第三項本文の規定にかかわらず、平成十一年三月三十一日までとする。